

秋田市公報 あきた

第1212号

令和7年11月10日

秋田市山王一丁目1番1号
発行所 秋田市総務部文書法制課
電話 018-888-5427

目次

条例

秋田市職員給与条例等の一部を改正する条例	人事課 (第43号)	5
秋田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	人事課 (第44号)	9
秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	人事課 (第45号)	12
秋田市立学校設置条例の一部を改正する条例	教育委員会学事課 (第46号)	15
秋田市立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例	教育委員会学事課 (第47号)	16
秋田市公営企業職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	上下水道局総務課 (第48号)	17

規則

秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	人事課 (第40号)	18
秋田市単純労務職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則	人事課 (第41号)	19
秋田市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則	人事課 (第42号)	20
秋田市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則	人事課 (第43号)	21
秋田市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則	人事課 (第44号)	22
秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規則の一部を改正する規則	人事課 (第45号)	24
市長の職務代理人を定める規則の一部を改正する規則	人事課 (第46号)	26

上下水道局管理規程

秋田市上下水道局職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程	上下水道局総務課 (第3号)	27
----------------------------------	----------------	----

訓令

上下水道局訓令

秋田市上下水道局職員就業規程の一部を改正する訓令

上下水道局総務課（第3号） 32

告示

指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の廃止について

介護保険課（第279号） 33

自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等の撤去および保管について

交通政策課（第280号） 34

身体障害者福祉法による医師の指定について

障がい福祉課（第281号） 36

令和7年9月秋田市議会定例会において議決を経た予算およびその要領について

総務課（第282号） 37

令和7年9月秋田市議会定例会において認定を経た決算およびその要領について

総務課（第283号） 61

介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関の指定、廃止および変更について

保護第一課（第284号） 98

医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者の廃止について

保護第一課（第285号） 100

医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関の廃止について

保護第一課（第286号） 101

令和7年度第1期および第2期後期高齢者医療保険料督促状の公示送達について

後期高齢医療課（第287号） 103

指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定の廃止について

障がい福祉課（第288号） 104

令和7年度軽自動車税(種別割)納税通知書の公示送達について

市民税課（第289号） 105

令和7年度市民税・県民税・森林環境税納税通知書兼決定通知書および令和7年度市民税・県民税・森林環境税納税通知書兼変更通知書の公示送達について

市民税課（第290号） 106

国民健康保険税督促状の公示送達について

国保年金課収納推進室（第291号） 107

令和7年度後期高齢者医療保険料納入通知書の公示送達について

後期高齢医療課（第292号） 108

国民健康保険税納税通知書(課税年度令和7年 賦課年度令和7年)の公示送達について

国保年金課（第293号） 109

差押調書(謄本)および配当計算書の公示送達について

納税課（第294号） 110

令和7年9月秋田市議会定例会において認定を経た決算およびその要領について

総務課（第295号） 111

介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関の指定、廃止および休止について

保護第一課（第296号） 174

市道路線の認定について

建設総務課（第297号） 175

医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者の変更について

保護第一課（第298号） 176

差押調書(謄本)および配当計算書の公示送達について

納税課（第299号） 177

秋田市総合教育会議の招集について	企画調整課（第300号）	178
出納員および現金取扱員の委任等について	会計課（第301号）	179
指定納付受託者の指定について	佐竹史料館（第302号）	181
指定公金事務取扱者の指定について	佐竹史料館（第303号）	182
住民票の職権消除について	市民課（第304号）	183
医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定、廃止および休止について	保護第一課（第305号）	184
令和7年度介護保険料納入通知書の公示送達について	介護保険課（第306号）	186

教委告示

教育委員会定例会の招集について	教育委員会総務課（第14号）	187
秋田市立小、中学校通学区域の一部改正について	教育委員会学事課（第15号）	188

農委告示

所有者等を確知できない農地について	農業委員会事務局（第14号）	191
農業委員会総会の招集について	農業委員会事務局（第15号）	193

上下水道局告示

指定給水装置工事事業者の指定の更新について	上下水道局給排水課（第16号）	194
指定給水装置工事事業者の指定の失効について	上下水道局給排水課（第17号）	199

公告

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届出について	商工貿易振興課	200
市有物件の売払いについて	秋田駅東地区土地地区画整理工事事務所	203
空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第10項の規定に基づく特定空家等の略式代執行について	住宅政策課	206
放置自転車等の撤去および保管について	交通政策課	207
農用地利用集積等促進計画の認可について	農業農村振興課	209

上下水道局公告

秋田市職員給与条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年10月1日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市条例第43号

秋田市職員給与条例等の一部を改正する条例

(秋田市職員給与条例の一部改正)

第1条 秋田市職員給与条例（昭和28年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第25条中「現に在職する職員であつて常時勤務する者」を「次に掲げる職員のいずれかに該当する職員」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 規則で定める地区に在勤する職員

(2) 前号に掲げる職員以外の職員のうち勤務し、又は居住する地区的寒冷および積雪の度を考慮して同号に掲げる職員との権衡上必要があると認められるものとして次に掲げる職員

ア 規則で定める基準に適合すると認められる公署に在勤する職員

イ アに掲げる職員以外の職員のうち前号の規則で定める地区に居住する職員

第27条の3第2項第1号中「宿日直手当」の次に「、寒冷地手当」を加える。

第27条の4第1項中「、第10条、第25条および第25条の2」を「および第10条」に改める。

(秋田市公営企業職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 秋田市公営企業職員の給与に関する条例（昭和28年秋田市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第11条中「現に在職する職員であつて常時勤務する者」を「次に掲げる職員のいずれかに該当する職員」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 別に定める地区に在勤する職員
- (2) 前号に掲げる職員以外の職員のうち勤務し、又は居住する地区の寒冷および積雪の度を考慮して同号に掲げる職員との権衡上必要があると認められるものとして次に掲げる職員
 - ア 別に定める基準に適合すると認められる公署に在勤する職員
 - イ アに掲げる職員以外の職員のうち前号の別に定める地区に居住する職員

第18条第1項中「、第11条」を削る。

(秋田市職員給与条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 秋田市職員給与条例等の一部を改正する条例（令和4年秋田市条例第37号）の一部を次のように改正する。

附則第8項中「、第10条、第25条および第25条の2」を「および第10条」に改める。

附則第10項中「、第11条」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この項および次項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 旧寒冷地在勤職員 市内の公署に在勤する秋田市職員給与条例の適用を受ける職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第57条に規定する単純な労務に雇用される者を除く。）であって、常時勤務に服する職員、同法第22条の4第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）又は秋田市職員給与条例等の一部を改正する条例附則第3項に規定する暫定再任用短時間勤務職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）であるものをいう。

(2) 新寒冷地等在勤等職員 第1条の規定による改正後の秋田市職員給

与条例（以下「改正後の給与条例」という。）第25条各号に掲げる職員のいずれかに該当する職員であって、常時勤務に服する職員、定年前再任用短時間勤務職員又は暫定再任用短時間勤務職員であるものをいう。

（3）特定旧寒冷地在勤職員　旧寒冷地在勤職員であって、新寒冷地等在勤等職員でないものをいう。

（4）みなし寒冷地手当額　特定旧寒冷地在勤職員につき、基準日（改正後の給与条例第25条に規定する基準日をいい、その属する月が令和7年11月から令和11年3月までのものに限る。次項において同じ。）におけるその基準世帯等区分（当該者のこの条例の施行の日の前日以降における世帯等の区分（改正後の給与条例第25条の2第1項に規定する世帯等の区分をいう。以下この号において同じ。）のうち、同項の表に掲げる寒冷地手当の額が最も少ない世帯等の区分をいう。）をその世帯等の区分とみなして、同項の規定を適用したならば算出される寒冷地手当の額をいう。

3　特定旧寒冷地在勤職員に対しては、改正後の給与条例第25条および第25条の2の規定にかかわらず、みなし寒冷地手当額に次の表の左欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額の寒冷地手当を支給する。

令和7年11月から令和8年3月まで	100分の80
令和8年11月から令和9年3月まで	100分の60
令和9年11月から令和10年3月まで	100分の40
令和10年11月から令和11年3月まで	100分の20

4　秋田市職員給与条例第25条の2第2項および第3項の規定は、前項の規定により寒冷地手当を支給される者について準用する。この場合において、同条第2項中「、前項」とあるのは「、秋田市職員給与条例等の一部を改正する条例（令和7年秋田市条例第43号。以下「令和7年改正条例」という。）附則第3項」と、同項第1号中「前項」とあるのは「令和7年改正条例附則第3項」と、同条第3項中「前2項」とあるの

は「令和7年改正条例附則第3項および令和7年改正条例附則第4項において準用する前項」と、「第1項」とあるのは「令和7年改正条例附則第3項」と、同項第1号および第2号中「前項各号」とあるのは「令和7年改正条例附則第4項において準用する前項各号」と読み替えるものとする。

5 令和7年11月から令和8年3月まで、同年11月から令和9年3月まで、同年11月から令和10年3月までおよび同年11月から令和11年3月までの各月の初日において、市内の公署に在勤する次に掲げる秋田市公営企業職員の給与に関する条例の適用を受ける職員（第2条の規定による改正後の秋田市公営企業職員の給与に関する条例第11条の規定により寒冷地手当が支給される職員を除く。）に対しては、別に定めるところにより寒冷地手当を支給する。

- (1) 常時勤務に服する職員
 - (2) 定年前再任用短時間勤務職員
 - (3) 暫定再任用短時間勤務職員
- （規則への委任）

6 附則第2項から附則第4項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

秋田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年10月1日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市条例第44号

秋田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
秋田市職員の育児休業等に関する条例（平成4年秋田市条例第6号）の
一部を次のように改正する。

第1条中「および第2項の」を「から第3項までおよび第5項の」に改
める。

第23条第2号中「および勤務日ごとの勤務時間」および「（以下「定年
前再任用短時間勤務職員」という。）」を削り、「除く」の次に「。次条
において同じ」を加える。

第24条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1
項を次のように改める。

育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項
に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30
分を単位として行うものとする。

第24条第2項および第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、
同条の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第24条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同
条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承
認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる
場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を
承認することができる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき
当該勤務時間の時間数
- (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、
当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数
(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第24条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年
4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第24条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- (1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分
- (2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間
(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第24条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第25条第1項中「部分休業」の次に「（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）」を加える。

第26条を次のように改める。

（部分休業の承認の取消事由）

第26条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

附 則
(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における同条第1項の規定による部分休業の承認の請求をする場合における改正後の秋田市職員の育児休業等に関する条例第24条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

3 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年秋田市条例第36号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「第2条の規定による改正後の」および「（以下この項において「新育児休業条例」という。）」を削り、「定年前再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務の職を占める職員」に、「新育児休業条例の」を「同条例の」に改める。

秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年10月1日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市条例第45号

秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項および第4項中「第3項まで」の次に「および第16条の2第2項」を加える。

第15条第1項中「定める者」の次に「（第16条の3第1項において「配偶者等」という。）」を加える。

第16条の次に次の3条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第16条の2 任命権者は、秋田市職員の育児休業等に関する条例（平成4年秋田市条例第6号）第27条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1）申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

（2）出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

（3）秋田市職員の育児休業等に関する条例第27条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想され

る職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1）対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

（2）育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

（3）対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認等）

第16条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この項および次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第16条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) 前2号に掲げるもののほか、介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

第18条中「前条まで」を「第16条までおよび前条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田市立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 10 月 1 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市条例第46号

秋田市立学校設置条例の一部を改正する条例

秋田市立学校設置条例（昭和39年秋田市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表小学校の表秋田市立土崎小学校の項中「秋田市土崎港中央三丁目1番78号」を「秋田市土崎港東一丁目6番39号」に改め、同表秋田市立土崎南小学校の項および秋田市立戸島小学校の項を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

秋田市立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年10月1日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市条例第47号

秋田市立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例

秋田市立学校授業料等徴収条例（昭和24年秋田市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第7条の2に次のただし書を加える。

ただし、入学に係る入学検定料は、必要に応じて後納させることができる。

第8条ただし書を次のように改める。

ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の秋田市立学校授業料等徴収条例第8条の規定は、令和7年4月以後の月分の授業料ならびに令和8年4月1日以後に入学し、又は転入学する者に係る入学金および入学検定料の還付について適用する。

秋田市公営企業職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

令和7年10月1日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市条例第48号

秋田市公営企業職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
秋田市公営企業職員の給与に関する条例（昭和28年秋田市条例第17号）
の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「一部」を「全部又は一部」に改め、「範囲内」の次に
「又は1年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内」を加える。

第17条第2項中「「小学校就学の始期」とあるのは「3歳」と、」を削
る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年10月1日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市規則第40号

秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年秋田市規則第2号）の一部を次のように改正する。

第15条の2第2項中「、始業の時刻から連續し、又は終業の時刻まで連續した」を削る。

第15条の3第2項中「介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連續し、又は終業の時刻まで連續した2時間（」を削り、「による」の次に「同条第1項に規定する」を加え、「部分休業」を「第1号部分休業」に、「日に」を「日の介護時間に」に、「、当該」を「、1日につき」に、「時間）」を「時間」に改める。

第22条の次に次の1条を加える。

（3歳に満たない子を養育する職員に対する意向確認等の措置を講ずる期間）

第22条の2 条例第16条の2第2項の規則で定める期間は、同項に規定する対象職員の子が1歳11箇月に達する日の翌々日から2歳11箇月に達する日の翌日までの1年間とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市単純労務職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年10月1日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市規則第41号

秋田市単純労務職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則

(秋田市単純労務職員の勤務時間、休暇等に関する規則および秋田市単純労務会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第1条 次に掲げる規則の規定中「1日」の次に「の勤務時間の全部もしくは一部」を加える。

(1) 秋田市単純労務職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成12年秋田市規則第19号）第1条

(2) 秋田市単純労務会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年秋田市規則第22号）第1条

（秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規則の一部改正）

第2条 秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規則（平成12年秋田市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）」を「全部又は一部」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年10月1日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市規則第42号

秋田市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則
秋田市職員の育児休業等に関する規則（平成4年秋田市規則第5号）の
一部を次のように改正する。

第12条の見出し中「および勤務時間」を削り、同条中「（1日につき定
められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものに限る。）」
を削る。

第13条の見出し中「請求手続」を「請求手続等」に改め、同条第1項中
「、部分休業承認請求書」を「第1号部分休業承認請求書又は第2号部分
休業承認請求書により、請求の申出は部分休業請求申出書により、請求
の申出の変更は部分休業申出変更書」に改め、同条第2項中「請求」の次に
「、請求の申出および請求の申出の変更」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年10月1日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市規則第43号

秋田市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市職員給与条例施行規則（昭和28年秋田市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第4条の22第2項第2号中「育児休業をし」の次に「、育児休業法第19条第1項に規定する部分休業（1日の勤務時間の全部について勤務しないこととなる場合のものに限る。）をし」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年10月1日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市規則第44号

秋田市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市職員給与条例施行規則（昭和28年秋田市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第14条の3第3項中「第14条各号」を「第14条の3各号」に改め、同条を第14条の5とし、第14条の2を第14条の4とし、第14条の前の見出しおよび同条第6号を削り、同条を第14条の3とし、第13条の2の次に次の見出しおよび2条を加える。

（寒冷地手当）

第14条 条例第25条第1号の規則で定める地区は、次に掲げる地区とする。

- (1) 河辺地区
- (2) 雄和地区

2 条例第25条第2号アの規則で定める基準は、公署の所在地の月の平均気温の最低値（過去30年間の各月の平均気温であって、気象庁が発表する数値をいう。）が摂氏零度以下であり、かつ、その所在地の月の最深積雪の最大値（過去30年間の各月の平均積雪深（12月から翌年3月までのものに限る。）のうち、気象庁が発表する数値をいう。以下この項において同じ。）が15センチメートル以上であること、又は公署の所在地の月の最深積雪の最大値が80センチメートル以上であることとする。

第14条の2 条例第25条の2第1項の表に規定する「世帯主である職員」とは、主としてその収入によって世帯の生計を支えている職員で次に掲げるものをいう。

- (1) 扶養親族（職員の配偶者で他に生計の途がなく主として当該職員の

扶養を受けているものおよび条例第8条第2項に規定する扶養親族を
いう。次号において同じ。)を有する者

(2) 扶養親族を有しないが、居住のため、一戸を構えている者又は下宿、
寮等の一部屋を専用している者

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規則の一部を改正する規則を
ここに公布する。

令和7年10月1日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市規則第45号

秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規則の一部を改正する規則

秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規則（平成12年秋田市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第12条中「在職する」を「おいて次に掲げる職員のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 条例第25条第1号に掲げる地区に在勤する職員
- (2) 前号に掲げる職員以外の職員のうち勤務し、又は居住する地区の寒冷および積雪の度を考慮して同号に掲げる職員との権衡上必要があると認められるものとして次に掲げる職員
 - ア 条例第25条第2号アに規定する公署に在勤する職員
 - イ アに掲げる職員以外の職員のうち条例第25条第1号に掲げる地区に居住する職員

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 令和7年11月から令和8年3月まで、同年11月から令和9年3月まで、同年11月から令和10年3月までおよび同年11月から令和11年3月までの各月の初日において、市内の公署に在勤する職員（改正後の秋田市単純

労務職員の給与の基準に関する規則第12条の規定により寒冷地手当が支給される職員を除く。) に対しては、寒冷地手当を支給する。

市長の職務代理者を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 10 月 10 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市規則第46号

市長の職務代理者を定める規則の一部を改正する規則

市長の職務代理者を定める規則（平成 3 年秋田市規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「鎌田副市長、柿崎副市長」を「柿崎副市長、猿田副市長」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 10 月 11 日から施行する。

秋田市上下水道局職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年10月1日

秋田市上下水道事業管理者 佐々木 保

秋田市上下水道局管理規程第3号

秋田市上下水道局職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程

秋田市上下水道局職員の育児休業等に関する規程（平成4年秋田市水道事業管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第14条中「次条」を「次条および第15条の2」に改め、「（非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下同じ。）にあっては、3歳）」を削り、「一部」を「全部又は一部」に改め、同条第2号中「（1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものに限る。）」を削り、「以外の非常勤職員」の次に「（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。次条において同じ。）」を加え、同条に次の3項を加える。

2 前項の規定による部分休業の請求をしようとする職員は、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間ごとに、あらかじめ、次の各号に掲げる範囲内のうちいずれの範囲内で当該期間における部分休業を請求するかを管理者に申し出るものとする。

- (1) 1日につき2時間を超えない範囲内
- (2) 1年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内

3 前項の規定による申出をした職員は、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の前項

の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該申出の内容の変更をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると管理者が認める事情がある場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。

4 第2項の規定による申出をした職員は、当該申出をした範囲内（前項の規定による変更をした場合にあっては、その変更後のもの）において、第1項の規定による部分休業の請求をすることができる。

第15条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項を次のように改める。

前条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。

第15条第2項および第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第15条の2 第14条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき
当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数
第16条第1項第1号中「始めまたは」を「始め、又は」に改め、同項第2号中「もしくは」を「又は」に改め、同項第3号中「死亡しましたは」を「死亡し、又は」に改め、同条第2項第2号を次のように改める。

(2) 当該職員が、第14条第3項の規定による変更をしたとき。

第16条第2項第3号を削る。

第18条の見出し中「請求」を「請求手続等」に改め、同条第1項中「第14条」を「第14条第1項」に、「の請求は、部分休業承認請求書」を「の承認の請求は第1号部分休業承認請求書又は第2号部分休業承認請求書により、同条第2項の規定による請求の申出は部分休業請求申出書により、同条第3項の規定による請求の申出の変更は部分休業申出変更書」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

秋田市訓令第4号

府 中 一 般
関 係 各 所

秋田市副市長事務分掌規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年10月10日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市副市長事務分掌規程の一部を改正する訓令

秋田市副市長事務分掌規程（平成14年秋田市訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「鎌田副市長」を「柿崎副市長」に、「観光文化スポーツ部、産業振興部」を「市民生活部、福祉保健部、子ども未来部、環境部」に改め、「会計課」の次に「ならびに消防」を加え、同条第2号中「柿崎副市長」を「猿田副市長」に、「市民生活部、福祉保健部、子ども未来部、環境部」を「観光文化スポーツ部、産業振興部」に改め、「ならびに消防」を削る。

第3条中「鎌田副市長および柿崎副市長」を「柿崎副市長および猿田副市長」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和7年10月11日から施行する。

（秋田市アメリカシロヒトリ防除対策会議規程の一部改正）

2 秋田市アメリカシロヒトリ防除対策会議規程（昭和48年秋田市訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「柿崎副市長」を「建設部に関する事務を担任する副

市長」に改める。

（秋田市不動産評価審査委員会規程および秋田市能力開発委員会規程の一部改正）

3 次に掲げる訓令の規定中「鎌田副市長」を「総務部に関する事務を担任する副市長」に改める。

(1) 秋田市不動産評価審査委員会規程（昭和48年秋田市訓令第13号）第3条第2項

(2) 秋田市能力開発委員会規程（平成3年秋田市訓令第6号）第3条第2項

秋田市上下水道局訓令第3号

上 下 水 道 局
関 係 各 所

秋田市上下水道局職員就業規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年10月1日

秋田市上下水道事業管理者 佐々木 保

秋田市上下水道局職員就業規程の一部を改正する訓令

秋田市上下水道局職員就業規程（昭和31年秋田市水道ガス局訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第4章中第24条の2の次に次の1条を加える。

（育児又は介護を行う職員の仕事と生活との両立支援のための措置）

第24条の3 妊娠、出産等についての申出をした職員等および配偶者等（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者をいう。）が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認等ならびに勤務環境の整備に関する措置については、秋田市上下水道局職員の育児休業等に関する規程（平成4年秋田市水道事業管理規程第8号）に定めるもののほか、秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例および秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の定めるところによる。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

秋田市告示第279号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項および第115条の5第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条および第115条の10の規定により告示する。

令和7年10月2日

秋田市長 沼 谷 純

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在地	廃止の年月日	サービスの 種 類
医療法人 わらべ会	稲庭クリニ ック通所リ ハビリテー ションセン ター	秋田市南通亀の 町2番21号	令和7年9月30日	通所リハビ リテーション、介護予 防通所リハ ビリテーシ ョン

秋田市告示第280号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

令和7年10月6日

秋田市長 沼 谷 純

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 3台

イ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 3台

(2) 撤去し、保管した年月日

令和7年9月1日から同月30日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）
秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

令和7年10月6日から令和8年4月6日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後 6 か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第6条第4項の規定に基づき本市に帰属する。

4 問合せ先

秋田市山王一丁目 1 番 1 号

秋田市都市整備部交通政策課 電話 888-5766

秋田市東通仲町 4 番 3 号

秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

秋田市告示第281号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による身体障害者手帳の申請に関する医師を次のとおり指定したので、秋田市身体障害者福祉法施行細則（平成7年秋田市規則第34号）第5条の規定により告示する。

令和7年10月6日

秋田市長 沼 谷 純

医師氏名	医療機関名	診療科名	担当する障害分野
安 田 卓 矢	中通総合病院	内科	肢体不自由
柏 熊 裕 美	秋田大学医学部 附属病院	眼科	視覚障害

秋田市告示第282号

令和7年10月1日の「令和7年9月秋田市議会定例会」において議決を
経た予算およびその要領は、別紙のとおりである。

令和7年10月6日

秋田市長 沼 谷 純

令和 7 年度秋田市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 7 年度秋田市的一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 311,630 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 149,104,494 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（市債の補正）

第 3 条 市債の追加は、「第 3 表 市債補正」による。

第1表 島根県歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
16 国庫支出金		26,736,166	23,846	26,760,012
	1 国庫負担金	21,765,836	1,583	21,767,419
	2 国庫補助金	4,890,947	22,263	4,913,210
17 県支出金		10,517,763	15,540	10,533,303
	2 県補助金	2,872,637	15,540	2,888,177
19 寄附金		2,517,144	11,889	2,529,033
	1 寄附金	2,517,144	11,889	2,529,033
21 繰越金		789,980	256,455	1,046,435
	1 繰越金	789,980	256,455	1,046,435
23 市債		10,611,000	3,900	10,614,900
	1 市債	10,611,000	3,900	10,614,900
歳 入 合 計		148,792,864	311,630	149,104,494

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 総務費		18,903,005	76,759	18,979,764
	1 総務管理費	16,444,095	17,193	16,461,288
	2 徴税費	1,148,500	59,566	1,208,066
3 民生費		56,738,917	32,522	56,771,439
	1 社会福祉費	26,619,053	19,327	26,638,380
	2 児童福祉費	20,949,759	13,195	20,962,954
4 衛生費		10,834,087	30,826	10,864,913
	2 保健所費	2,362,416	30,826	2,393,242
5 労働費		536,672	1,889	538,561
	1 労働諸費	536,672	1,889	538,561
6 農林水産業費		2,615,140	12,016	2,627,156
	1 農業費	1,855,045	9,918	1,864,963
	3 林業費	428,186	2,098	430,284
7 商工費		9,736,938	133,272	9,870,210
	1 商工費	9,736,938	133,272	9,870,210
10 教育費		12,956,188	10,000	12,966,188
	8 専修学校費	146,639	10,000	156,639
11 災害復旧費		161,216	14,346	175,562
	1 農林水産施設災害復旧費	2	10,000	10,002
	2 公共土木施設災害復旧費	159,327	4,346	163,673
歳 出 合 計		148,792,864	311,630	149,104,494

第2表 債務負担行為補正

(追 加)

事 項	期 間	限 度 額
庁舎総合管理業務委託経費	令和7年度 ↓ 令和12年度	千円 1,819,055
総合窓口支援システム等運用経費	令和7年度 ↓ 令和8年度	795
住民基本台帳業務関連システム標準化対応経費	令和7年度 ↓ 令和8年度	7,334
雄和学校給食センター調理業務委託経費	令和7年度 ↓ 令和8年度	20,491
小学校給食調理業務委託経費	令和7年度 ↓ 令和8年度	42,332
中学校給食調理業務委託経費	令和7年度 ↓ 令和8年度	60,536

第3表 市債補正

起債の目的	限度額			起債の方法	利 率	償還の方法
	補正前の額	補 正 額	計			
林業費	千円	千円	千円	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入れ る場合、利 率の見直し を行つた後 において は、当該見 直し後 の利 率)	政府資金の場合はそ の融資条件による。銀 行その他の場合は債権 者と協議して定める。 ただし財政の都合によ り据置期間及び償還期 限を短縮し、もしくは 繰上償還又は低利に借 換することができる。
農林水産施設 災害復旧費		1,900	1,900			
計	10,611,000	3,900	10,614,900			

令和7年度秋田市国民健康保険事業会計補正予算（第1号）

令和7年度秋田市の国民健康保険事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ75,666千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29,676,901千円とする。

2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 嶸入歳出予算補正」による。

第1表 島入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
3 国庫支出金		272	75,666	75,938
	1 国庫補助金	272	75,666	75,938
	歳 入 合 計	29,601,235	75,666	29,676,901

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総務費		221, 875	75, 666	297, 541
	2 徴税費	93, 804	75, 666	169, 470
	歳 出 合 計	29, 601, 235	75, 666	29, 676, 901

令和7年度秋田市介護保険事業会計補正予算（第1号）

令和7年度秋田市の介護保険事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ56,847千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31,631,382千円とする。

2 保険事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 嶸入歳出予算補正」による。

第1表 島根県予算補正

歳 入

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
8 繰越金		7,948	56,847	64,795
	1 繰越金	7,948	56,847	64,795
	歳 入 合 計	31,574,535	56,847	31,631,382

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 諸支出金		千円 7,952	千円 56,847	千円 64,799
	1 償還金及び還付加算金	7,952	56,847	64,799
	歳 出 合 計	31,574,535	56,847	31,631,382

令和7年度秋田市後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）

令和7年度秋田市の後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32,586千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,823,831千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 島入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
6 国庫支出金		0	32, 586	32, 586
	1 国庫補助金	0	32, 586	32, 586
	歳 入 合 計	4, 791, 245	32, 586	4, 823, 831

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総務費		74,105	32,586	106,691
	2 徴収費	42,481	32,586	75,067
	歳 出 合 計	4,791,245	32,586	4,823,831

令和7年度秋田市水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和7年度秋田市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第2条 令和7年度秋田市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「3,613,744千円」を「3,606,810千円」に、建設改良積立金「526,403千円」を「519,469千円」にそれぞれ改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
收			入
第1款 資本的収入	6,811,823千円	△97,819千円	6,714,004千円
第1項 企 業 債	5,996,600千円	△62,900千円	5,933,700千円
第3項 補 助 金	169,553千円	△34,919千円	134,634千円
支			出
第1款 資本的支出	10,425,567千円	△104,753千円	10,320,814千円
第1項 建設改良費	8,996,796千円	△104,753千円	8,892,043千円
（継 続 費）			

第3条 予算第5条から第12条までを1条ずつ繰り下げる、予算第4条の次に次の1条を加える。

（継 続 費）

第5条 継続費の総額及び年割額を次のとおり変更する。

（変 更 前）

款 项	事 業 名	総 額	年 度	年 割 額
1 資本的 支出	1 建設改良費	仁井田淨水場取水・導水施設整備工事	2,596,000千円	令和5年度 1,550,000千円
				令和6年度 578,214千円
				令和7年度 467,786千円

(変更後)

款	項	事業名	総額	年	度	年割額
1	資本的 支出	1 建設改良費	仁井田 淨水場 取水・導水 施設 整備工事	2,896,000千円	令和5年度	1,550,000千円
					令和6年度	578,214千円
					令和7年度	363,033千円
					令和8年度	404,753千円

(企業債)

第4条 予算第7条に定めた限度額を次のとおり補正する。

	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
限度額	5,996,600千円	△62,900千円	5,933,700千円

(利益剰余金の処分)

第5条 予算第12条中当年度未処分利益剰余金「72,527千円」を
「52,379千円」に改め、処分額を次のとおり補正する。

	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 利益積立金	72,527千円	△20,148千円	52,379千円

令和7年度秋田市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和7年度秋田市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和7年度秋田市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）

第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（既決予定量）（補正予定量）（計）

（4） 主要な建設改良事業

（イ） 管渠建設

管渠布設	1,883m	△183m	1,700m
------	--------	-------	--------

（ロ） ポンプ場建設

排水ポンプ施設整備	4施設	△1施設	3施設
-----------	-----	------	-----

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中減債積立金「102,816千円」を「418,830千円」に、過年度分損益勘定留保資金「1,962,048千円」を「2,247,128千円」に、当年度分損益勘定留保資金「1,934,379千円」を「1,333,285千円」にそれぞれ改め、資本的収入及び資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）（既決予定額）（補正予定額）（計）

収 入

第1款 資本的収入	12,007,662千円	△5,133,000千円	6,874,662千円
-----------	--------------	--------------	-------------

第1項 企業債	6,618,800千円	△2,566,500千円	4,052,300千円
---------	-------------	--------------	-------------

第3項 補助金	4,412,813千円	△2,566,500千円	1,846,313千円
---------	-------------	--------------	-------------

支 出

第1款 資本的支出	16,432,425千円	△5,133,000千円	11,299,425千円
-----------	--------------	--------------	--------------

第1項 建設改良費	11,428,195千円	△5,133,000千円	6,295,195千円
-----------	--------------	--------------	-------------

(継 続 費)

第4条 予算第5条の継続費の総額及び年割額を次のとおり補正する。

(追 加)

款 项	事 業 名	総 額	年 度	年 割 額
1 資本的 支 出 1 建 設 改 良 費	公共下水道 太平川9号 幹 線 整 備 事 業	570,000千円	令和7年度	100,000千円
			令和8年度	190,000千円
			令和9年度	280,000千円

(変 更)

(変 更 前)

款 项	事 業 名	総 額	年 度	年 割 額
1 資本的 支 出 1 建 設 改 良 費	古川雨水 排水ポンプ場 整備事業	9,200,000千円	令和5年度	301,000千円
			令和6年度	4,106,000千円
			令和7年度	4,793,000千円
1 資本的 支 出 1 建 設 改 良 費	川口汚水中継 ポンプ場 ゲート設備 更新事業	131,000千円	令和7年度	5,000千円
			令和8年度	126,000千円

(変 更 後)

款 项	事 業 名	総 額	年 度	年 割 額
1 資本的 支 出 1 建 設 改 良 費	古川雨水 排水ポンプ場 整備事業	9,200,000千円	令和5年度	301,000千円
			令和6年度	4,106,000千円
			令和7年度	60,000千円
			令和8年度	4,733,000千円
1 資本的 支 出 1 建 設 改 良 費	川口汚水中継 ポンプ場 ゲート設備 更新事業	180,000千円	令和7年度	5,000千円
			令和8年度	175,000千円

(企 業 債)

第5条 予算第7条に定めた限度額を次のとおり補正する。

限 度 額	(既 決 予 定 額)	(補 正 予 定 額)	(計)
6,618,800千円	△2,566,500千円	4,052,300千円	

秋田市告示第283号

令和7年10月1日の「令和7年9月秋田市議会定例会」において認定を
経た決算およびその要領は、別紙のとおりである。

令和7年10月6日

秋田市長 沼 谷 純

令和6年度秋田市

(1) 収益的収入及び支出

収 入

区分	予 算		
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額
第1款 水道事業収益	円 7,651,183,000	円 △ 39,916,000	円 一
第1項 営業収益	6,919,392,000	6,337,000	一
第2項 営業外収益	731,789,000	△ 47,242,000	一
第3項 特別利益	2,000	989,000	一

支 出

区分	予 算					
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	予備費 支出額	流 用 増減額	地方公営企業 法第24条第3 項の規定によ る支出額	小 計
第1款 水道事業費用	円 7,360,251,000	円 △ 134,006,000	円 一	円 一	円 一	円 7,226,245,000
第1項 営業費用	7,011,800,000	△ 134,171,000	一	一	一	6,877,629,000
第2項 営業外費用	345,551,000	165,000	一	一	一	345,716,000
第3項 特別損失	1,100,000	一	一	一	一	1,100,000
第4項 予備費	1,800,000	一	一	一	一	1,800,000

水道事業決算報告書

額	決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
合 計			
円 7,611,267,000	円 7,831,227,734	円 219,960,734	
6,925,729,000	6,920,383,667	△ 5,345,333	うち、消費税及び地方消費税相当分 616,816,929円
684,547,000	909,853,516	225,306,516	" 282,403円
991,000	990,551	△ 449	" 90,050円

額	決 算 額	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	不 用 額	備 考
地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額				
円 33,000,000	円 7,259,245,000	円 6,740,547,609	円 22,162,800	円 496,534,591
33,000,000	6,910,629,000	6,480,270,303	22,162,800	408,195,897 うち、消費税及び地方消費税相当分 276,618,394円
—	345,716,000	260,120,579	—	85,595,421
—	1,100,000	156,727	—	943,273 うち、消費税及び地方消費税相当分 13,594円
—	1,800,000	—	—	1,800,000

(2) 資本的収入及び支出

収 入

区分	予 算			
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額
第1款 資 本 的 収 入	円 7,891,161,000	△ 1,067,120,000	円 6,824,041,000	円 14,800,000
第1項 企 業 債	6,631,900,000	△ 1,469,200,000	5,162,700,000	14,800,000
第2項 出 資 金	744,470,000	276,801,000	1,021,271,000	—
第3項 補 助 金	68,320,000	206,812,000	275,132,000	—
第4項 固定資産売却代金	1,000	267,000	268,000	—
第5項 負担金及び寄附金	446,470,000	△ 81,800,000	364,670,000	—

支 出

区分	予 算					
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	流 用 増減額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費通 次繰越額
第1款 資 本 的 支 出	円 11,840,218,000	△ 1,304,317,000	円 —	円 10,535,901,000	円 515,000,000	円 1,690,474,000
第1項 建 設 改 良 費	10,378,944,000	△ 1,304,711,000	—	9,074,233,000	515,000,000	1,690,474,000
第2項 企 業 債 償 還 金	1,461,274,000	394,000	—	1,461,668,000	—	—

資本的収入額が資本的支出額に不足する額3,447,200,884円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整

額		決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
継続費通次繰越額 に係る財源充当額	合 計			
円 1, 539, 694, 000	円 8, 378, 535, 000	円 5, 112, 580, 039	円 △ 3, 265, 954, 961	
1, 178, 500, 000	6, 356, 000, 000	4, 101, 000, 000	△ 2, 255, 000, 000	翌年度繰越額 2, 101, 200, 000円
—	1, 021, 271, 000	503, 471, 000	△ 517, 800, 000	" 517, 800, 000円
361, 194, 000	636, 326, 000	223, 456, 000	△ 412, 870, 000	" 412, 870, 000円
—	268, 000	268, 949	949	(うち、消費税及び地方消費税相当分 24, 450円)
—	364, 670, 000	284, 384, 090	△ 80, 285, 910	(〃 13, 831, 000円) 翌年度繰越額 102, 900, 000円

額	決 算 額	翌 年 度 繰 越 額			不 用 額	備 考
		地方公営企 業法第26条 の規定によ る繰越額	継続費通 次繰越額	合 計		
円 12, 741, 375, 000	円 8, 559, 780, 923	円 730, 000, 000	円 3, 246, 528, 310	円 3, 976, 528, 310	円 205, 065, 767	
11, 279, 707, 000	7, 098, 113, 091	730, 000, 000	3, 246, 528, 310	3, 976, 528, 310	205, 065, 599	(うち、消費税及び地方消費税相当分 651, 143, 911円)
1, 461, 668, 000	1, 461, 667, 832	—	—	—	168	

額540, 755, 396円、建設改良積立金319, 464, 690円及び過年度分損益勘定留保資金2, 586, 980, 798円で補てんした。

令和6年度秋田市水道事業損益計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

	円	円	円
1 営 業 収 益			
(1) 給 水 収 益	5,910,786,990		
(2) 受 託 工 事 収 益	131,569,200		
(3) そ の 他 営 業 収 益	<u>261,210,548</u>	6,303,566,738	
2 営 業 費 用			
(1) 原 水 及 び 淨 水 費	1,122,781,289		
(2) 配 水 費	896,445,620		
(3) 給 水 費	308,878,955		
(4) 受 託 工 事 費	159,803,954		
(5) 業 務 費	514,763,400		
(6) 総 係 費	373,390,038		
(7) 減 億 償 却 費	2,626,378,635		
(8) 資 産 減 耗 費	<u>201,210,018</u>	<u>6,203,651,909</u>	
 営 業 利 益			99,914,829
3 営 業 外 収 益			
(1) 受 取 利 息 及 び 配 当 金	5,428,287		
(2) 他 会 計 補 助 金	16,395,000		
(3) 長 期 前 受 金 戻 入	600,624,353		
(4) 雜 収 益	<u>76,990,416</u>	699,438,056	
4 営 業 外 費 用			
(1) 支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	258,169,540		
(2) 雜 支 出	<u>3,236,526</u>	<u>261,406,066</u>	438,031,990
 経 常 利 益			537,946,819
5 特 別 利 益			
(1) 固 定 資 産 売 却 益	<u>900,501</u>	900,501	
6 特 別 損 失			
(1) 過 年 度 損 益 修 正 損	<u>143,133</u>	<u>143,133</u>	757,368
当 年 度 純 利 益			538,704,187
前 年 度 繰 越 利 益 剰 余 金			0
そ の 他 未 处 分 利 益 剰 余 金			319,464,690
変 動 額			<u>858,168,877</u>
当 年 度 未 处 分 利 益 剰 余 金			

令和6年度秋田市水道

(令和6年4月1日から

資 本 金	剩				
	資 本 剰 余 金				そ の 他 資本剩余额
	受贈財産 評価額	補 助 金	寄 附 金		
前 年 度 末 残 高	円 23,833,898,110	円 5,068,893,794	円 295,420,304	円 2,297,129,954	円 17,048,896
前 年 度 処 分 額	9,414,000	—	—	—	—
秋田市水道事業等の設置等に関する条例第5条による処分額	9,414,000	—	—	—	—
資本金への組入	9,414,000	—	—	—	—
利益積立金の積立	—	—	—	—	—
処 分 後 残 高	23,843,312,110	5,068,893,794	295,420,304	2,297,129,954	17,048,896
当 年 度 変 動 額	503,471,000	—	—	—	—
建設改良積立金の取崩	—	—	—	—	—
他会計繰入金の受入	503,471,000	—	—	—	—
当 年 度 純 利 益	—	—	—	—	—
当 年 度 末 残 高	24,346,783,110	5,068,893,794	295,420,304	2,297,129,954	17,048,896

事業剩余金計算書

令和7年3月31日まで)

余 金					資本合計
	利 益 剩 余 金				
資本剩余金 合 計	建設改良 積 立 金	利益積立金	未 处 分 利益剩余金	利益剩余金 合 計	
円	円	円	円	円	円
7,678,492,948	3,401,019,418	2,025,810,444	653,583,479	6,080,413,341	37,592,804,399
—	—	644,169,479	△ 653,583,479	△ 9,414,000	0
—	—	644,169,479	△ 653,583,479	△ 9,414,000	0
—	—	—	△ 9,414,000	△ 9,414,000	0
—	—	644,169,479	△ 644,169,479	0	0
7,678,492,948	3,401,019,418	2,669,979,923	(繰越利益剩余金) 0	6,070,999,341	37,592,804,399
—	△ 319,464,690	—	858,168,877	538,704,187	1,042,175,187
—	△ 319,464,690	—	319,464,690	0	0
—	—	—	—	—	503,471,000
—	—	—	538,704,187	538,704,187	538,704,187
7,678,492,948	3,081,554,728	2,669,979,923	(当年度未处分利益剩余金) 858,168,877	6,609,703,528	38,634,979,586

令和6年度秋田市水道事業剰余金処分計算書

	資 本 金	資本剰余金	未 処 分 利 益 剰 余 金
当 年 度 末 残 高	円 24,346,783,110	円 7,678,492,948	円 858,168,877
秋田市水道事業等の設置等に関する条例第5条による処分額	319,464,690	—	△ 858,168,877
資 本 金 へ の 組 入	319,464,690	—	△ 319,464,690
利 益 積 立 金 の 積 立	—	—	△ 538,704,187
処 分 後 残 高	24,666,247,800	7,678,492,948	(繰越利益剰余金) 0

令和6年度秋田市水道事業貸借対照表

(令和7年3月31日)

資 産 の 部			
	円	円	円
1 固 定 資 産			
(1) 有形固定資産			
イ 土 地	2,047,472,317		
ロ 建 物	4,411,327,654		
減価償却累計額	△ 2,921,977,925	1,489,349,729	
ハ 構 築 物	108,569,034,613		
減価償却累計額	△ 53,534,717,218	55,034,317,395	
ニ 機 械 及 び 装 置	15,330,523,294		
減価償却累計額	△ 13,153,080,209	2,177,443,085	
ホ 車両運搬具	108,306,924		
減価償却累計額	△ 74,330,124	33,976,800	
ヘ 工具、器具及び備品	435,123,577		
減価償却累計額	△ 276,407,081	158,716,496	
ト リ 一 ス 資 産	81,384,333		
減価償却累計額	△ 15,255,112	66,129,221	
チ 建 設 仮 勘 定	4,540,055,192		
有形固定資産合計		65,547,460,235	
(2) 無形固定資産			
イ 電 話 加 入 権	5,504,600		
ロ ダ ム 使 用 権	1,420,324,315		
ハ 専 用 橋 利 用 権	16,867,837		
ニ 施 設 利 用 権	11,564,778		
無形固定資産合計		1,454,261,530	
(3) 投資その他の資産			
イ 出 資 金	4,800,000		
投資その他の資産合計		4,800,000	
固 定 資 産 合 計			67,006,521,765
2 流 動 資 産			
(1) 現 金 ・ 預 金	12,863,686,520		
(2) 未 収 金	1,378,478,339		
貸 倒 引 当 金	△ 23,834,714	1,354,643,625	
(3) 貯 藏 品		74,374,921	
(4) その他の流動資産		94,619,790	
流動資産合計			14,387,324,856
資 産 合 計			81,393,846,621

		負 債 の 部	
		円	円
3 固 定 負 債			円
(1) 企 業 債			
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債		24,413,805,951	
企 業 債 合 計		<u>24,413,805,951</u>	
(2) リ 一 ス 債 務			10,911,156
(3) 引 当 金			
イ 退職給付引当金		871,090,935	
ロ 修繕引当金		<u>551,832,517</u>	
引 当 金 合 計		<u>1,422,923,452</u>	
固 定 負 債 合 計			25,847,640,559
4 流 動 負 債			
(1) 企 業 債			
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債		<u>1,420,601,181</u>	
企 業 債 合 計		<u>1,420,601,181</u>	
(2) リ 一 ス 債 務			10,676,580
(3) 未 払 金			<u>1,748,451,917</u>
(4) 引 当 金			
イ 賞 与 引 当 金		65,807,476	
ロ 法定福利費引当金		<u>13,302,069</u>	
引 当 金 合 計		<u>79,109,545</u>	
(5) 預 り 金			162,914,623
(6) そ の 他 流 動 負 債			<u>1,200,000</u>
流 動 負 債 合 計			3,422,953,846
5 繰 延 収 益			
長 期 前 受 金		19,591,674,684	
収 益 化 累 計 額		<u>△ 6,103,402,054</u>	
繰 延 収 益 合 計			<u>13,488,272,630</u>
負 債 合 計			<u>42,758,867,035</u>
		資 本 の 部	
6 資 本 金			円
7 剰 余 金			24,346,783,110
(1) 資 本 剰 余 金			
イ 受贈財産評価額		5,068,893,794	
ロ 補 助 金		295,420,304	
ハ 寄 附 金		<u>2,297,129,954</u>	
ニ そ の 他 資 本 剰 余 金		<u>17,048,896</u>	
資 本 剰 余 金 合 計			<u>7,678,492,948</u>
(2) 利 益 剰 余 金			
イ 建設改良積立金		3,081,554,728	
ロ 利 益 積 立 金		<u>2,669,979,923</u>	
ハ 当年度未処分利益剰余金		<u>858,168,877</u>	
利 益 剰 余 金 合 計			<u>6,609,703,528</u>
剰 余 金 合 計			<u>14,288,196,476</u>
資 本 合 計			<u>38,634,979,586</u>
負 債 資 本 合 計			<u>81,393,846,621</u>

令和6年度秋田市

(1) 収益的収入及び支出

収 入

区分	予 算		
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支 出額に係る財源充当額
第1款 下水道事業収益	円 10,679,731,000	円 △ 132,919,000	円 —
第1項 営業収益	7,362,316,000	△ 28,569,000	—
第2項 営業外収益	3,317,413,000	△ 104,350,000	—
第3項 特別利益	2,000	0	—

支 出

区分	予 算					
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	予備費 支出額	流 用 増減額	地方公営企業 法第24条第3 項の規定によ る支出額	小 計
第1款 下水道事業費用	円 10,537,340,000	円 △ 257,577,000	円 —	円 —	円 —	円 10,279,763,000
第1項 営業費用	9,876,739,000	△ 192,142,000	—	—	—	9,684,597,000
第2項 営業外費用	656,550,000	△ 66,024,000	—	—	—	590,526,000
第3項 特別損失	1,501,000	589,000	—	—	—	2,090,000
第4項 予備費	2,550,000	—	—	—	—	2,550,000

下水道事業決算報告書

額	決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
合 計			
円 10,546,812,000	円 10,562,789,104	円 15,977,104	
7,333,747,000	7,368,179,216	34,432,216	うち、消費税及び地方消費税相当分 478,818,074円
3,213,063,000	3,187,873,653	△ 25,189,347	〃 146,238円
2,000	6,736,235	6,734,235	〃 5,100円

額	決 算 額	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	不 用 額	備 考
地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	合 計			
円 12,540,000	円 10,292,303,000	円 9,933,309,558	円 —	円 358,993,442
12,540,000	9,697,137,000	9,378,542,303	—	318,594,697 うち、消費税及び地方消費税相当分 320,727,056円
—	590,526,000	554,125,843	—	36,400,157
—	2,090,000	641,412	—	1,448,588 うち、消費税及び地方消費税相当分 7,129円
—	2,550,000	—	—	2,550,000

(2) 資本的収入及び支出

取 入

区 分	予 算			
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額
第1款 資 本 的 収 入	円 9,618,476,000	△ 328,974,000	円 9,289,502,000	円 2,080,380,000
第1項 企 業 債	5,544,100,000	△ 126,900,000	5,417,200,000	1,355,000,000
第2項 出 資 金	894,488,000	33,000	894,521,000	—
第3項 補 助 金	3,130,327,000	△ 182,133,000	2,948,194,000	717,380,000
第4項 負 担 金	49,560,000	△ 20,394,000	29,166,000	8,000,000
第5項 固定資産売却代金	1,000	420,000	421,000	—

支 出

区 分	予 算					
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	流 用 増減額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費過次繰越額
第1款 資 本 的 支 出	円 13,904,965,000	△ 466,547,000	円 一	円 13,438,418,000	円 2,248,240,000	円 399,800,000
第1項 建 設 改 良 費	8,732,011,000	△ 458,316,000	円 一	8,273,695,000	2,248,240,000	399,800,000
第2項 企 業 債 償 還 金	5,172,954,000	△ 8,231,000	円 一	5,164,723,000	—	—

資本的収入額が資本的支出額に不足する額3,714,222,278円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的收支調整留保資金960,372,234円で補てんした。

額		決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
継続費通次繰越額 に係る財源充当額	合 計			
円 394,800,000	円 11,764,682,000	円 5,538,587,411	円 △ 6,226,094,589	
194,900,000	6,967,100,000	3,083,700,000	△ 3,883,400,000	翌年度繰越額 3,567,000,000円
—	894,521,000	894,521,000	0	
199,900,000	3,865,474,000	1,532,938,445	△ 2,332,535,555	翌年度繰越額 2,135,673,000円
—	37,166,000	26,988,910	△ 10,177,090	〃 28,000,000円 うち、消費税及び地方消費税相当分 996,300円
—	421,000	439,056	18,056	

額	決 算 額	翌 年 度 繰 越 額			不 用 額	備 考
		地方公営企 業法第26条 の規定によ る繰越額	継続費通 次繰越額	合 計		
円 16,086,458,000	円 9,252,809,689	円 2,177,648,000	円 4,116,000,000	円 6,293,648,000	円 540,000,311	
10,921,735,000	4,088,089,006	2,177,648,000	4,116,000,000	6,293,648,000	539,997,994	うち、消費税及び地方消費税相当分 350,890,480円
5,164,723,000	5,164,720,683	—	—	—	2,317	

額210,648,763円、減債積立金296,073,116円、過年度分損益勘定留保資金2,247,128,165円及び当年度分損益勘定

令和6年度秋田市下水道事業損益計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

	円	円
1 営業収益		
(1) 下水道使用料	4,792,310,242	
(2) 他会計負担金	2,096,787,000	
(3) その他営業収益	<u>263,900</u>	6,889,361,142
2 営業費用		
(1) 管渠費	511,412,650	
(2) ポンプ場費	734,279,351	
(3) 処理場費	24,774,200	
(4) 流域下水道費	1,700,538,395	
(5) 業務費	357,780,548	
(6) 総係費	219,551,357	
(7) 減価償却費	5,422,954,041	
(8) 資産減耗費	<u>86,524,705</u>	<u>9,057,815,247</u>
営業損失		2,168,454,105
3 営業外収益		
(1) 受取利息及び配当金	854,242	
(2) 他会計補助金	1,213,832,000	
(3) 補助金	45,416,000	
(4) 長期前受金戻入	1,919,873,167	
(5) 雜収益	<u>7,757,379</u>	3,187,732,788
4 営業外費用		
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	539,518,198	
(2) 雜支出	<u>67,026,554</u>	<u>606,544,752</u>
経常利益		2,581,188,036
5 特別利益		412,733,931
(1) 過年度損益修正益	51,000	
(2) その他特別利益	<u>6,680,135</u>	6,731,135
6 特別損失		
(1) 固定資産売却損	562,896	
(2) 過年度損益修正損	<u>71,387</u>	<u>634,283</u>
当年度純利益		6,096,852
前年度繰越利益剰余金		0
その他未処分利益剰余金		296,073,116
変動額		
当年度未処分利益剰余金		<u>714,903,899</u>

令和6年度秋田市下水道

(令和6年4月1日から

	資 本 金	剩		
		資 本 剩 余		
		受贈財産 評価額	負 担 金	寄 附 金
前 年 度 末 残 高	45,549,514,461	2,327,536,094	1,290,591,966	21,327
前 年 度 処 分 額	624,300,992	—	—	—
秋田市水道事業等の設置等 に関する条例第5条による 処 分 額	624,300,992	—	—	—
資本金への組入	624,300,992	—	—	—
減債積立金の積立	—	—	—	—
処 分 後 残 高	46,173,815,453	2,327,536,094	1,290,591,966	21,327
当 年 度 変 動 額	1,342,478,362	23,740,213	339,282	—
減債積立金の取崩	—	—	—	—
受贈財産の受入	—	23,740,213	—	—
他会計繰入金の受入	894,521,000	—	—	—
農業集落排水事業会計 か ら の 引 き 繼 ぎ	447,957,362	—	339,282	—
当 年 度 純 利 益	—	—	—	—
当 年 度 末 残 高	47,516,293,815	2,351,276,307	1,290,931,248	21,327

事業剰余金計算書

令和7年3月31日まで)

余		金			資本合計
金		利益剰余金			
補助金	資本剰余金合計	減債積立金	未処分利益剰余金	利益剰余金合計	
円	円	円	円	円	円
1,259,418,434	4,877,567,821	0	920,374,108	920,374,108	51,347,456,390
—	—	296,073,116	△ 920,374,108	△ 624,300,992	0
—	—	296,073,116	△ 920,374,108	△ 624,300,992	0
—	—	—	△ 624,300,992	△ 624,300,992	0
—	—	296,073,116	△ 296,073,116	0	0
1,259,418,434	4,877,567,821	296,073,116	(繰越利益剰余金) 0	296,073,116	51,347,456,390
2,048,623	26,128,118	△ 296,073,116	714,903,899	418,830,783	1,787,437,263
—	—	△ 296,073,116	296,073,116	0	0
—	23,740,213	—	—	—	23,740,213
—	—	—	—	—	894,521,000
2,048,623	2,387,905	—	—	—	450,345,267
—	—	—	418,830,783	418,830,783	418,830,783
1,261,467,057	4,903,695,939	0	(当年度未処分利益剰余金) 714,903,899	714,903,899	53,134,893,653

令和6年度秋田市下水道事業剰余金処分計算書

	資 本 金	資本剰余金	未 処 分 利益剰余金
当 年 度 末 残 高	円 47,516,293,815	円 4,903,695,939	円 714,903,899
秋田市水道事業等の設置等に関する条例第5条による処分額	296,073,116	—	△ 714,903,899
資 本 金 へ の 組 入	296,073,116	—	△ 296,073,116
減 債 積 立 金 の 積 立	—	—	△ 418,830,783
処 分 後 残 高	47,812,366,931	4,903,695,939	(繰越利益剰余金) 0

令和6年度秋田市下水道事業貸借対照表

(令和7年3月31日)

資 産 の 部		円	円	円
1 固 定 資 産				
(1) 有形固定資産				
イ 土 地		3,075,177,953		
ロ 建 物	5,658,032,548			
減価償却累計額	△ 3,006,201,070	2,651,831,478		
ハ 構 築 物	225,017,186,331			
減価償却累計額	△ 86,448,810,761	138,568,375,570		
ニ 機 械 及 び 装 置	24,747,489,121			
減価償却累計額	△ 18,061,022,009	6,686,467,112		
ホ 車両運搬具	19,107,568			
減価償却累計額	△ 12,047,184	7,060,384		
ヘ 工具、器具及び備品	42,698,985			
減価償却累計額	△ 29,188,741	13,510,244		
ト 建 設 仮 勘 定		1,330,988,784		
有形固定資産合計			152,333,411,525	
(2) 無形固定資産				
イ 施設利用権		8,848,632,855		
ロ 電話加入権		13,155,200		
無形固定資産合計			8,861,788,055	
(3) 投資その他の資産				
イ 投資有価証券		10,410,000		
投資その他の資産合計			10,410,000	
固定資産合計			161,205,609,580	
2 流動資産				
(1) 現金・預金		4,225,199,676		
(2) 未収金 貸倒引当金	586,828,165 △ 37,035,797	549,792,368		
(3) 前払金		1,139,430,000		
(4) その他流動資産		100,000		
流動資産合計			5,914,522,044	
資産合計			167,120,131,624	

※このほかに次年度以降分割納付分として受益者負担金4,353,500円および分担金46,200円を予定している。

負 債 の 部			
	円	円	円
3 固 定 負 債			
(1) 企 業 債			
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	51,621,060,507		
企 業 債 合 計	<u>51,621,060,507</u>		
(2) 引 当 金			
イ 退職給付引当金	443,358,643		
ロ 修繕引当金	<u>972,100,000</u>		
引 当 金 合 計	<u>1,415,458,643</u>		
固 定 負 債 合 計		53,036,519,150	
4 流 動 負 債			
(1) 企 業 債			
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	4,988,504,116		
企 業 債 合 計	<u>4,988,504,116</u>		
(2) 未 払 金		1,416,656,371	
(3) 引 当 金			
イ 賞与引当金	36,437,682		
ロ 法定福利費引当金	<u>7,336,745</u>		
引 当 金 合 計	<u>43,774,427</u>		
(4) その他の流動負債		1,467,798	
流 動 負 債 合 計		<u>6,450,402,712</u>	
5 繰 延 収 益			
長 期 前 受 金	76,378,480,462		
収 益 化 累 計 額	<u>△ 21,880,164,353</u>		
繰 延 収 益 合 計	<u>54,498,316,109</u>		
負 債 合 計	<u>113,985,237,971</u>		
資 本 の 部			
6 資 本 金			47,516,293,815
7 剰 余 金			
(1) 資 本 剰 余 金			
イ 受贈財産評価額	2,351,276,307		
ロ 負 担 金	1,290,931,248		
ハ 寄 附 金	21,327		
ニ 補 助 金	<u>1,261,467,057</u>		
資 本 剰 余 金 合 計	<u>4,903,695,939</u>		
(2) 利 益 剰 余 金			
イ 当年度未処分利益剰余金	<u>714,903,899</u>		
利 益 剰 余 金 合 計	<u>714,903,899</u>		
剰 余 金 合 計		5,618,599,838	
資 本 合 計		<u>53,134,893,653</u>	
負 債 資 本 合 計		<u>167,120,131,624</u>	

令和6年度秋田市農業

(1) 収益的収入及び支出

収 入

区分	予 算		
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額
第1款 農業集落排水事業収益	円 442,982,000	△ 24,709,000	円 一
第1項 営 業 収 益	50,541,000	11,279,000	一
第2項 営 業 外 収 益	392,440,000	△ 35,988,000	一
第3項 特 別 利 益	1,000	一	一
第2款 個別排水処理事業収益	35,488,000	△ 153,000	一
第1項 営 業 収 益	8,206,000	△ 34,000	一
第2項 営 業 外 収 益	27,280,000	△ 139,000	一
第3項 特 別 利 益	2,000	20,000	一
合 計	478,470,000	△ 24,862,000	一

支 出

区分	予 算					
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	予備費 支 出 額	流 用 増 減 額	地方公営企業 法第24条第3 項の規定によ る支 出 額	小 計
第1款 農業集落排水 事 業 費 用	円 441,513,000	△ 24,632,000	円 一	円 一	円 一	円 416,881,000
第1項 営 業 費 用	422,607,000	△ 25,249,000	一	一	一	397,358,000
第2項 営 業 外 費 用	18,356,000	617,000	一	一	一	18,973,000
第3項 特 別 損 失	50,000	一	一	一	一	50,000
第4項 予 備 費	500,000	一	一	一	一	500,000
第2款 個別排水処理 事 業 費 用	36,420,000	△ 151,000	一	一	一	36,269,000
第1項 営 業 費 用	34,769,000	△ 88,000	一	一	一	34,681,000
第2項 営 業 外 費 用	1,549,000	△ 63,000	一	一	一	1,486,000
第3項 特 別 損 失	2,000	一	一	一	一	2,000
第4項 予 備 費	100,000	一	一	一	一	100,000
合 計	477,933,000	△ 24,783,000	一	一	一	453,150,000

集落排水事業決算報告書

額	決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
合 計			
円 418,273,000	円 418,004,216	△ 268,784	
61,820,000	62,329,163	509,163	(うち、消費税及び地方消費税相当分 5,630,395円)
356,452,000	355,590,277	△ 861,723	
1,000	84,776	83,776	
35,335,000	35,378,805	43,805	
8,172,000	8,215,161	43,161	(うち、消費税及び地方消費税相当分 746,043円)
27,141,000	27,142,168	1,168	
22,000	21,476	△ 524	(うち、消費税及び地方消費税相当分 1,946円)
453,608,000	453,383,021	△ 224,979	

額	決 算 額	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	不 用 額	備 考
地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	合 計			
円 一	円 416,881,000	円 397,642,814	円 一	円 19,238,186
—	397,358,000	380,439,445	—	(うち、消費税及び地方消費税相当分 11,853,741円)
—	18,973,000	17,203,369	—	1,769,631
—	50,000	—	—	50,000
—	500,000	—	—	500,000
—	36,269,000	35,817,171	—	451,829
—	34,681,000	34,331,816	—	349,184 (うち、消費税及び地方消費税相当分 1,659,375円)
—	1,486,000	1,485,355	—	645
—	2,000	—	—	2,000
—	100,000	—	—	100,000
—	453,150,000	433,459,985	—	19,690,015

(2) 資本的収入及び支出

収 入

区分	予 算				地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	小 計		
第1款 農業集落排水事業資本的収入	143,214,000 円	△ 36,868,000	106,346,000 円		5,000,000 円
第1項 企 業 債	49,900,000	△ 23,400,000	26,500,000		—
第2項 出 資 金	52,024,000	△ 14,331,000	37,693,000		—
第3項 負 担 金	40,000,000	863,000	40,863,000		—
第4項 基 金 繰 入 金	1,290,000	—	1,290,000		—
第5項 補 助 金	—	—	—		5,000,000
第2款 個別排水処理事業資本的収入	19,473,000	△ 10,117,000	9,356,000		2,210,400
第1項 企 業 債	6,200,000	△ 4,700,000	1,500,000		1,500,000
第2項 出 資 金	11,346,000	△ 3,920,000	7,426,000		—
第3項 補 助 金	1,442,000	△ 1,122,000	320,000		534,000
第4項 負 担 金	485,000	△ 375,000	110,000		176,400
合 計	162,687,000	△ 46,985,000	115,702,000		7,210,400

支 出

区分	予 算					地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費通次繰越額
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	流 用 増減額	小 計			
第1款 農業集落排水事業資本的支出	262,275,000 円	△ 36,970,000	—	225,305,000 円	6,000,000 円	—	—
第1項 建 設 改 良 費	113,833,000	△ 36,988,000	—	76,845,000	6,000,000	—	—
第2項 企 業 債 償 還 金	148,441,000	15,000	—	148,456,000	—	—	—
第3項 投 資	1,000	3,000	—	4,000	—	—	—
第2款 個別排水処理事業資本的支出	27,277,000	△ 10,255,000	—	17,022,000	2,466,000	—	—
第1項 建 設 改 良 費	17,749,000	△ 10,255,000	—	7,494,000	2,466,000	—	—
第2項 企 業 債 償 還 金	9,528,000	—	—	9,528,000	—	—	—
合 計	289,552,000	△ 47,225,000	—	242,327,000	8,466,000	—	—

資本的収入額が資本的支出額に不足する額127,159,262円は、当年度分消費税及び地方消費税資本の收支調整

額		決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
継続費過次繰越額 に係る財源充当額	合 計			
—	111,346,000	108,442,600	△ 2,903,400	
—	26,500,000	26,500,000	0	
—	37,693,000	36,610,000	△ 1,083,000	
—	40,863,000	39,042,600	△ 1,820,400	
—	1,290,000	1,290,000	0	
—	5,000,000	5,000,000	0	
—	11,566,400	11,452,800	△ 113,600	
—	3,000,000	3,000,000	0	
—	7,426,000	7,312,000	△ 114,000	
—	854,000	854,000	0	
—	286,400	286,800	400	
—	122,912,400	119,895,400	△ 3,017,000	

額	決 算 額	翌 年 度 繰 越 額			不 用 額	備 考
		地方公営企 業法第26条 の規定によ る繰越額	継続費過 次繰越額	合 計		
合 計						
231,305,000	227,887,368	—	—	—	3,417,632	
82,845,000	79,427,396	—	—	—	3,417,604	(うち、消費税及び地方消費税相当分 6,609,166円)
148,456,000	148,455,972	—	—	—	28	
4,000	4,000	—	—	—	0	
19,488,000	19,167,294	—	—	—	320,706	
9,960,000	9,640,413	—	—	—	319,587	(うち、消費税及び地方消費税相当分 458,353円)
9,528,000	9,526,881	—	—	—	1,119	
250,793,000	247,054,662	—	—	—	3,738,338	

額2,959,938円、減債積立金17,017,361円及び過年度分損益勘定留保資金107,181,963円で補てんした。

令和6年度秋田市農業集落排水事業損益計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

	円	円	円	円
1 農業集落排水事業営業収益				
(1) 農業集落排水施設使用料	56,357,768			
(2) 他会計負担金	<u>341,000</u>	56,698,768		
2 個別排水処理事業営業収益				
(1) 個別排水処理施設使用料	1,962,934			
(2) 特定地域生活排水処理施設 使 用 料	<u>5,506,184</u>	7,469,118	64,167,886	
3 農業集落排水事業営業費用				
(1) 管渠費	26,949,244			
(2) 処理場費	91,413,091			
(3) 業務費	4,039,279			
(4) 総係費	19,521,100			
(5) 減価償却費	225,871,384			
(6) 資産減耗費	<u>791,606</u>	368,585,704		
4 個別排水処理事業営業費用				
(1) 個別排水処理施設 淨化槽費	4,555,350			
(2) 個別排水処理施設 業務費	119,091			
(3) 個別排水処理施設 減価償却費	3,009,516			
(4) 特定地域生活排水処理施設 淨化槽費	12,802,511			
(5) 特定地域生活排水処理施設 業務費	501,819			
(6) 特定地域生活排水処理施設 減価償却費	<u>11,684,154</u>	32,672,441	401,258,145	
営業損失				337,090,259
5 農業集落排水事業営業外収益				
(1) 受取利息及び配当金	257,190			
(2) 他会計補助金	236,140,000			
(3) 長期前受金戻入	119,188,227			
(4) 雜収益	<u>6,217</u>	355,591,634		
6 個別排水処理事業営業外収益				
(1) 個別排水処理施設 他会計補助金	5,907,000			
(2) 個別排水処理施設 長期前受金戻入	225,261			
(3) 特定地域生活排水処理施設 他会計補助金	19,756,000			
(4) 特定地域生活排水処理施設 長期前受金戻入	<u>1,253,907</u>	27,142,168	382,733,802	

	円	円	円	円
7 農業集落排水事業営業外費用				
(1) 支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	16,785,669			
(2) 雜 支 出	<u>10,513,727</u>	27,299,396		
8 個別排水処理事業営業外費用				
(1) 個 別 排 水 处 理 施 設 支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	165,660			
(2) 特 定 地 域 生 活 排 水 处 理 施 設 支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	<u>1,319,695</u>	1,485,355	28,784,751	353,949,051
経 常 利 益				16,858,792
9 農業集落排水事業特別利益				
(1) そ の 他 特 別 利 益	<u>84,776</u>	<u>84,776</u>	84,776	
10 個別排水処理事業特別利益				
(1) 特 定 地 域 生 活 排 水 处 理 施 設 過 年 度 損 益 修 正 益	<u>19,530</u>	<u>19,530</u>	19,530	104,306
当 年 度 純 利 益				16,963,098
前 年 度 繰 越 利 益 剰 余 金				0
そ の 他 未 处 分 利 益 剰 余 金 変 動 額				<u>17,017,361</u>
当 年 度 未 处 分 利 益 剰 余 金				<u>33,980,459</u>

令和6年度秋田市農業集落

(令和6年4月1日から

	資 本 金	剩	
		資 本 剰 余 金	
		負 担 金	補 助 金
前 年 度 末 残 高	円 2,604,735,388	円 2,341,987	円 196,862,881
前 年 度 処 分 額	27,785,423	—	—
秋田市水道事業等の設置等に関する条例第5条による処分額	27,785,423	—	—
資 本 金 へ の 組 入	27,785,423	—	—
減 債 積 立 金 の 積 立	—	—	—
処 分 後 残 高	2,632,520,811	2,341,987	196,862,881
当 年 度 変 動 額	△ 404,035,362	△ 339,282	△ 2,048,623
減 債 積 立 金 の 取 崩	—	—	—
他 会 計 繰 入 金 の 受 入	43,922,000	—	—
下水道事業会計への引き継ぎ	△ 447,957,362	△ 339,282	△ 2,048,623
当 年 度 純 利 益	—	—	—
当 年 度 末 残 高	2,228,485,449	2,002,705	194,814,258

排水事業剰余金計算書

令和7年3月31日まで)

余 金				資本合計	
利 益 剰 余 金					
資本剰余金 合 計	減債積立金	未 处 分 利益剰余金	利益剰余金 合 計		
円 199,204,868	円 0	円 44,802,784	円 44,802,784	円 2,848,743,040	
—	17,017,361	△ 44,802,784	△ 27,785,423	0	
—	17,017,361	△ 44,802,784	△ 27,785,423	0	
—	—	△ 27,785,423	△ 27,785,423	0	
—	17,017,361	△ 17,017,361	0	0	
199,204,868	17,017,361	(繰越利益剰余金) 0	17,017,361	2,848,743,040	
△ 2,387,905	△ 17,017,361	33,980,459	16,963,098	△ 389,460,169	
—	△ 17,017,361	17,017,361	0	0	
—	—	—	—	43,922,000	
△ 2,387,905	—	—	—	△ 450,345,267	
—	—	16,963,098	16,963,098	16,963,098	
196,816,963	0	(当年度未処分利益剰余金) 33,980,459	33,980,459	2,459,282,871	

令和6年度秋田市農業集落排水事業剰余金処分計算書

	資 本 金	資本剰余金	未 処 分 利 益 剰 余 金
当 年 度 末 残 高	円 2,228,485,449	円 196,816,963	円 33,980,459
秋田市水道事業等の設置等に関する条例第5条による処分額	17,017,361	—	△ 33,980,459
資 本 金 へ の 組 入	17,017,361	—	△ 17,017,361
減 債 積 立 金 の 積 立	—	—	△ 16,963,098
処 分 後 残 高	2,245,502,810	196,816,963	(繰越利益剰余金) 0

令和6年度秋田市農業集落排水事業貸借対照表

(令和7年3月31日)

		資	産	の	部	
		円	円	円	円	
1	固 定 資 産					
(1)	有 形 固 定 資 産					
イ	土 地		71,226,511			
ロ	建 物	1,227,339,547				
	減 価 償 却 累 計 額	△ 486,284,389		741,055,158		
ハ	構 築 物	6,755,042,050				
	減 価 償 却 累 計 額	△ 2,455,003,085		4,300,038,965		
ニ	機 械 及 び 装 置	1,732,229,105				
	減 価 償 却 累 計 額	△ 1,370,110,067		362,119,038		
ホ	工 具、器 具 及 び 備 品	935,043				
	減 価 償 却 累 計 額	△ 463,855		471,188		
ヘ	建 設 仮 勘 定		76,750,284			
	有 形 固 定 資 産 合 計				5,551,661,144	
(2)	無 形 固 定 資 産					
イ	電 話 加 入 権		3,240,000			
	無 形 固 定 資 産 合 計				3,240,000	
(3)	投 資 そ の 他 の 資 産					
イ	基 金		3,837,000			
	投 資 そ の 他 の 資 産 合 計				3,837,000	
	固 定 資 産 合 計					5,558,738,144
2	流 動 資 産					
(1)	現 金 ・ 預 金			715,254,338		
(2)	未 収 金	39,326,690				
	貸 倒 引 当 金	△ 231,562		39,095,128		
	流 動 資 産 合 計				754,349,466	
	資 産 合 計					6,313,087,610

		負 債 の 部	
		円	円
3 固 定 負 債			
(1) 企 業 債			
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債		1,175,257,157	
企 業 債 合 計		<u>1,175,257,157</u>	
(2) 引 当 金			
イ 退職給付引当金		27,561,849	
ロ 修繕引当金		<u>16,000,000</u>	
引 当 金 合 計		<u>43,561,849</u>	
固 定 負 債 合 計			1,218,819,006
4 流 動 負 債			
(1) 企 業 債			
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債		<u>156,663,740</u>	
企 業 債 合 計		<u>156,663,740</u>	
(2) 未 払 金			54,921,473
(3) 引 当 金			
イ 賞与引当金		2,501,316	
ロ 法定福利費引当金		<u>506,220</u>	
引 当 金 合 計		<u>3,007,536</u>	
(4) その他の流動負債			<u>9,240,200</u>
流 動 負 債 合 計			223,832,949
5 繰 延 収 益			
長 期 前 受 金		3,949,945,839	
収 益 化 累 計 額		<u>△ 1,538,793,055</u>	
繰 延 収 益 合 計		<u>2,411,152,784</u>	
負 債 合 計		<u>3,853,804,739</u>	
		資 本 の 部	
6 資 本 金			2,228,485,449
7 剰 余 金			
(1) 資 本 剰 余 金			
イ 負 担 金		2,002,705	
ロ 補 助 金		<u>194,814,258</u>	
資 本 剰 余 金 合 計			<u>196,816,963</u>
(2) 利 益 剰 余 金			
イ 当年度未処分利益剰余金		33,980,459	
利 益 剰 余 金 合 計			<u>33,980,459</u>
剰 余 金 合 計			230,797,422
資 本 合 計			<u>2,459,282,871</u>
負 債 資 本 合 計			<u>6,313,087,610</u>

秋田市告示第284号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定し、廃止し、および変更したので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和7年10月9日

秋田市長 沼 谷 純

1 指定

事業所名称	所 在 地	指定年月日
けあビジョンホーム秋田新屋扇町訪問介護	秋田市新屋扇町11番30号	令和7年7月15日
虹の街訪問看護ステーションいづみ	秋田市泉中央四丁目2番8号 T・Kビル1階	令和7年8月1日
いちご調剤薬局	秋田市川元山下町7番22号	令和7年7月1日
訪問介護たくりょう	秋田市土崎港南二丁目4番40号	令和7年8月15日
定期巡回・随時対応型訪問介護看護スマイルコール	秋田市仁井田二ツ屋二丁目12番42号	令和7年8月15日

2 廃止

事業所名称	所 在 地	廃止年月日
いちご調剤薬局	秋田市川元山下町7番22号	令和7年6月30日

あつたかいごセンター秋田 指定居宅介護支援事業所	秋田市土崎港中央三丁目12番9号	令和7年7月31日
南寿園ホームヘルパーステーション	秋田市上北手猿田字後谷地108番地3	令和7年7月31日
有料老人ホーム拓稟ハウス 割山	秋田市新屋朝日町13番25号	令和7年8月14日
認知症対応型通所介護あさの杜	秋田市中通五丁目8番15号	令和7年8月31日
あゆみの里居宅介護支援事業所	秋田市豊岩小山字前田表150番地	令和7年8月31日

3 変更

事業所名称	所 在 地		変更年月日
特別養護老人ホーム光峰苑	旧	秋田市添川字鶴木台65番地3	令和4年12月15日
	新	秋田市添川字矢坂16番地1	

秋田市告示第285号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者を次のとおり廃止したので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和7年10月9日

秋田市長 沼 谷 純

氏名	施術所の名称	施術所の所在地	廃止年月日
打川 亨	TEATE	秋田市泉三嶽根14番36号	令和4年12月31日
古田 達也	TEATE	秋田市泉三嶽根14番36号	令和7年4月30日

秋田市告示第286号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり廃止したので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和7年10月9日

秋田市長 沼 谷 純

事業所名称	廃止年月日
ひがし稲庭クリニック	令和7年3月31日
小町堂薬局	令和7年6月30日
元町薬局	令和7年6月30日
いちご調剤薬局	令和7年6月30日
てらうち三千刈薬局	令和7年6月30日
旭川スダ薬局	令和7年6月30日
あらや調剤薬局	令和7年6月30日
長尾薬局 御野場店	令和7年6月30日

ヒロコージ調剤薬局	令和7年6月30日
-----------	-----------

秋田市告示第287号

次の後期高齢者医療保険料督促状は、その送達を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため送達できなかつたので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該督促状は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和7年10月9日

秋田市長 沼 谷 純

1 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

令和7年度第1期および第2期後期高齢者医療保険料督促状

秋田市告示第288号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を廃止したので、同法第69条の規定により告示する。

令和7年10月10日

秋田市長 沼 谷 純

担当する医療の種類：薬局

指定番号	医療機関の名称	所在地	開設者名	廃止年月日
264	将軍野いわま 薬局	秋田市将軍野南四丁目6番 24-2号	有限会社一 会 取締役 岩間雄一	令和7年 9月30日

秋田市告示第289号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかつたので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、企画財政部市民税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和7年10月14日

秋田市長 沼 谷 純

1 送達を受けるべき者の住所および氏名

別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

令和7年度軽自動車税（種別割）納税通知書

秋田市告示第290号

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明のため送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該書類は企画財政部市民税課で保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和7年10月14日

秋田市長 沼 谷 純

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達すべき書類の名称
 - (1) 令和7年度市民税・県民税・森林環境税納税通知書兼決定通知書
 - (2) 令和7年度市民税・県民税・森林環境税納税通知書兼変更通知書

秋田市告示第291号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和7年10月14日

秋田市長 沼 谷 純

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
国民健康保険税督促状
- 3 通知年度、賦課年度および期別
別紙（省略）のとおり

秋田市告示第292号

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該書類は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和7年10月14日

秋田市長 沼 谷 純

1 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

令和7年度後期高齢者医療保険料納入通知書

秋田市告示第293号

次の納税通知書は、その送達を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和7年10月14日

秋田市長 沼 谷 純

1 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

国民健康保険税納税通知書（課税年度令和7年 賦課年度令和7年）

秋田市告示第294号

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該書類は、企画財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和7年10月15日

秋田市長 沼 谷 純

1 送達を受けるべき者の住所および氏名

住所 秋田市下新城長岡字毛無谷地188番地16

氏名 亡 金澤裕之相続財産

2 送達する書類

差押調書（謄本） 1通

配当計算書 1通

秋田市告示第295号

令和7年10月10日の「令和7年9月秋田市議会定例会」において認定を
経た決算およびその要領は、別紙のとおりである。

令和7年10月15日

秋田市長 沼 谷 純

令和6年度 一般会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予算現額
1 市税		44,100,789,000
	1 市民税	19,412,822,000
	2 固定資産税	19,976,972,000
	3 軽自動車税	959,472,000
	4 市たばこ税	2,168,330,000
	5 鉱産税	5,513,000
	6 入湯税	44,152,000
	7 事業所税	1,533,528,000
2 地方譲与税		1,104,020,000
	1 地方揮発油譲与税	205,292,000
	2 自動車重量譲与税	661,532,000
	3 森林環境譲与税	172,100,000
	4 特別とん譲与税	20,565,000
	5 航空機燃料譲与税	44,531,000
3 利子割交付金		13,698,000
	1 利子割交付金	13,698,000
4 配当割交付金		124,762,000
	1 配当割交付金	124,762,000
5 株式等譲渡所得割交付金		156,464,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	156,464,000
6 法人事業税交付金		654,934,000
	1 法人事業税交付金	654,934,000
7 地方消費税交付金		8,935,032,000
	1 地方消費税交付金	8,935,032,000
8 ゴルフ場利用税交付金		53,394,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	53,394,000
9 環境性能割交付金		75,570,000
	1 環境性能割交付金	75,570,000
10 国有提供施設等所在市助成交付金		2,911,000

款	項	予算現額
	1 国有提供施設等所在市助成交付金	2,911,000
11 地方特例交付金		1,600,925,000
	1 地方特例交付金	1,572,500,000
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	28,425,000
12 地方交付税		24,910,953,000
	1 地方交付税	24,910,953,000
13 交通安全対策特別交付金		61,000,000
	1 交通安全対策特別交付金	61,000,000
14 分担金及び負担金		411,428,000
	1 分担金	836,000
	2 負担金	410,592,000
15 使用料及び手数料		2,285,169,000
	1 使用料	1,116,757,000
	2 手数料	1,168,412,000
16 国庫支出金		32,136,560,000
	1 国庫負担金	21,351,539,000
	2 国庫補助金	10,709,120,000
	3 委託金	75,901,000
17 県支出金		11,704,169,000
	1 県負担金	7,247,103,000
	2 県補助金	3,763,230,000
	3 委託金	693,836,000
18 財産収入		222,721,000
	1 財産運用収入	145,270,000
	2 財産売払収入	77,451,000
19 寄附金		2,234,479,000
	1 寄附金	2,234,479,000
20 繰入金		5,800,006,000
	1 特別会計繰入金	192,817,000

(単位：円)

調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
44,647,816,087	43,414,247,838	83,601,912	1,154,940,874	△686,541,162
18,995,606,288	18,630,193,972	24,219,514	344,981,839	△782,628,028
20,873,854,983	20,059,153,060	53,406,443	762,286,580	82,181,060
979,160,701	958,233,617	2,478,155	18,643,329	△1,238,383
2,175,687,146	2,175,687,146	0	0	7,357,146
5,627,000	5,627,000	0	0	114,000
44,637,000	44,637,000	0	0	485,000
1,573,242,969	1,540,716,043	3,497,800	29,029,126	7,188,043
1,130,860,667	1,130,860,667	0	0	26,840,667
218,851,000	218,851,000	0	0	13,559,000
669,746,000	669,746,000	0	0	8,214,000
168,858,000	168,858,000	0	0	△3,242,000
23,074,667	23,074,667	0	0	2,509,667
50,331,000	50,331,000	0	0	5,800,000
13,778,000	13,778,000	0	0	80,000
13,778,000	13,778,000	0	0	80,000
168,292,000	168,292,000	0	0	43,530,000
168,292,000	168,292,000	0	0	43,530,000
260,697,000	260,697,000	0	0	104,233,000
260,697,000	260,697,000	0	0	104,233,000
633,442,000	633,442,000	0	0	△21,492,000
633,442,000	633,442,000	0	0	△21,492,000
8,319,000,000	8,319,000,000	0	0	△616,032,000
8,319,000,000	8,319,000,000	0	0	△616,032,000
52,217,970	52,217,970	0	0	△1,176,030
52,217,970	52,217,970	0	0	△1,176,030
70,985,000	70,985,000	0	0	△4,585,000
70,985,000	70,985,000	0	0	△4,585,000
2,877,000	2,877,000	0	0	△34,000

(単位:円)

調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
2,877,000	2,877,000	0	0	△34,000
1,587,218,000	1,587,218,000	0	0	△13,707,000
1,572,500,000	1,572,500,000	0	0	0
14,718,000	14,718,000	0	0	△13,707,000
25,865,745,000	25,865,745,000	0	0	954,792,000
25,865,745,000	25,865,745,000	0	0	954,792,000
46,849,000	46,849,000	0	0	△14,151,000
46,849,000	46,849,000	0	0	△14,151,000
444,022,268	412,857,492	2,919,205	28,245,571	1,429,492
800,000	800,000	0	0	△36,000
443,222,268	412,057,492	2,919,205	28,245,571	1,465,492
2,369,003,592	2,178,234,662	4,179,070	186,589,860	△106,934,338
1,260,120,878	1,069,351,948	4,179,070	186,589,860	△47,405,052
1,108,882,714	1,108,882,714	0	0	△59,529,286
30,856,389,879	29,320,915,879	0	1,535,474,000	△2,815,644,121
20,875,771,237	20,799,608,237	0	76,163,000	△551,930,763
9,901,614,085	8,442,303,085	0	1,459,311,000	△2,266,816,915
79,004,557	79,004,557	0	0	3,103,557
11,017,998,460	10,654,659,086	0	363,339,374	△1,049,509,914
7,021,128,400	7,021,128,400	0	0	△225,974,600
3,312,663,569	2,949,324,195	0	363,339,374	△813,905,805
684,206,491	684,206,491	0	0	△9,629,509
239,933,442	239,641,198	0	292,244	16,920,198
147,348,763	147,056,519	0	292,244	1,786,519
92,584,679	92,584,679	0	0	15,133,679
2,165,958,006	2,165,958,006	0	0	△68,520,994
2,165,958,006	2,165,958,006	0	0	△68,520,994
5,282,751,000	5,282,751,000	0	0	△517,255,000
178,778,000	178,778,000	0	0	△14,039,000

款	項	予算現額
	2 基金繰入金	5,607,189,000
21 繰越金		2,465,361,000
	1 繰越金	2,465,361,000
22 諸収入		8,660,307,000
	1 延滞金、加算金及び過料	60,003,000
	2 市預金利子	1,000
	3 貸付金元利収入	6,820,698,000
	4 受託事業収入	34,438,000
	5 雜入	1,745,167,000
23 市債		20,060,700,000
	1 市債	20,060,700,000
歳 入 合 計		167,775,352,000

(単位：円)

調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
5,103,973,000	5,103,973,000	0	0	△503,216,000
2,465,361,012	2,465,361,012	0	0	12
2,465,361,012	2,465,361,012	0	0	12
8,465,997,494	8,172,462,010	12,781,663	280,769,047	△487,844,990
66,005,535	66,019,914	0	0	6,016,914
373,698	373,698	0	0	372,698
6,624,148,049	6,621,608,469	0	2,539,580	△199,089,531
31,529,976	31,529,976	0	0	△2,908,024
1,743,940,236	1,452,929,953	12,781,663	278,229,467	△292,237,047
12,123,790,000	12,123,790,000	0	0	△7,936,910,000
12,123,790,000	12,123,790,000	0	0	△7,936,910,000
158,230,982,877	154,582,839,820	103,481,850	3,549,650,970	△13,192,512,180

歲 出

款	項	予算現額
1 議會費		664,995,000
	1 議會費	664,995,000
2 總務費		20,646,455,000
	1 總務管理費	18,513,423,000
	2 徵稅費	1,124,927,000
	3 戶籍住民基本台帳費	600,618,000
	4 選舉費	261,777,000
	5 統計調查費	62,279,000
	6 監查委員費	83,431,000
3 民生費		60,568,104,000
	1 社會福祉費	30,368,907,000
	2 兒童福祉費	20,456,770,000
	3 生活保護費	9,352,511,000
	4 國民年金費	50,425,000
	5 災害救助費	339,491,000
4 衛生費		12,661,365,000
	1 環境衛生費	796,065,000
	2 保健所費	2,930,374,000
	3 清掃費	4,949,214,000
	4 病院費	1,970,970,000
	5 上水道費	1,037,666,000
	6 食肉衛生檢查所費	172,420,000
	7 母子衛生費	804,656,000
5 勞動費		579,738,000
	1 勞動諸費	579,738,000
6 農林水產業費		3,653,469,000
	1 農業費	2,649,802,000
	2 農業集落排水費	307,263,000
	3 林業費	696,404,000

(単位：円)

支 出 濟 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 濟 額 と の 比 較
659,728,641	0	5,266,359	5,266,359
659,728,641	0	5,266,359	5,266,359
19,704,096,180	263,841,000	678,517,820	942,358,820
17,639,045,064	263,841,000	610,536,936	874,377,936
1,100,982,784	0	23,944,216	23,944,216
574,702,351	0	25,915,649	25,915,649
253,591,835	0	8,185,165	8,185,165
53,582,198	0	8,696,802	8,696,802
82,191,948	0	1,239,052	1,239,052
58,344,673,838	173,420,000	2,050,010,162	2,223,430,162
29,192,746,713	173,420,000	1,002,740,287	1,176,160,287
19,795,063,951	0	661,706,049	661,706,049
9,024,541,912	0	327,969,088	327,969,088
48,782,710	0	1,642,290	1,642,290
283,538,552	0	55,952,448	55,952,448
11,402,145,938	612,882,000	646,337,062	1,259,219,062
645,353,271	9,900,000	140,811,729	150,711,729
2,583,862,608	0	346,511,392	346,511,392
4,747,940,095	85,182,000	116,091,905	201,273,905
1,970,755,833	0	214,167	214,167
519,866,000	517,800,000	0	517,800,000
171,515,526	0	904,474	904,474
762,852,605	0	41,803,395	41,803,395
566,706,261	0	13,031,739	13,031,739
566,706,261	0	13,031,739	13,031,739
2,750,959,576	551,817,000	350,692,424	902,509,424
1,880,572,800	485,383,000	283,846,200	769,229,200
306,066,000	0	1,197,000	1,197,000
564,320,776	66,434,000	65,649,224	132,083,224

款	項	予算現額
7 商工費		9,636,808,000
	1 商工費	9,636,808,000
8 土木費		20,538,167,000
	1 土木管理費	339,173,000
	2 道路橋りょう費	5,636,382,000
	3 河川費	3,235,083,000
	4 港湾費	182,091,000
	5 都市計画費	6,302,370,000
	6 下水道費	4,205,140,000
	7 住宅費	637,928,000
9 消防費		5,450,052,000
	1 消防費	5,450,052,000
10 教育費		18,508,081,000
	1 教育総務費	2,045,515,000
	2 小学校費	7,025,264,000
	3 中学校費	1,836,742,000
	4 高等学校費	870,476,000
	5 幼稚園費	547,907,000
	6 社会教育費	4,021,205,000
	7 保健体育費	690,581,000
	8 専修学校費	149,027,000
	9 大学費	1,321,364,000
11 災害復旧費		1,647,444,000
	1 農林水産施設災害復旧費	991,836,000
	2 公共土木施設災害復旧費	627,661,000
	3 教育施設災害復旧費	19,647,000
	4 その他公共施設・公用施設災害復旧費	8,300,000
12 公債費		13,154,495,000
	1 公債費	13,154,495,000

(単位：円)

支 出 濟 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 濟 額 と の 比 較
9,324,458,246	96,695,000	215,654,754	312,349,754
9,324,458,246	96,695,000	215,654,754	312,349,754
14,894,885,862	4,930,856,000	712,425,138	5,643,281,138
326,004,295	3,800,000	9,368,705	13,168,705
4,706,592,414	397,810,000	531,979,586	929,789,586
244,060,784	2,950,337,000	40,685,216	2,991,022,216
164,144,897	8,853,000	9,093,103	17,946,103
4,675,648,458	1,570,056,000	56,665,542	1,626,721,542
4,205,140,000	0	0	0
573,295,014	0	64,632,986	64,632,986
4,927,765,147	397,276,000	125,010,853	522,286,853
4,927,765,147	397,276,000	125,010,853	522,286,853
16,230,897,071	1,773,948,000	503,235,929	2,277,183,929
1,986,798,534	0	58,716,466	58,716,466
6,411,435,570	434,402,000	179,426,430	613,828,430
1,660,778,395	44,116,000	131,847,605	175,963,605
857,336,343	0	13,139,657	13,139,657
514,943,302	0	32,963,698	32,963,698
2,674,395,735	1,295,430,000	51,379,265	1,346,809,265
675,381,135	0	15,199,865	15,199,865
145,465,565	0	3,561,435	3,561,435
1,304,362,492	0	17,001,508	17,001,508
739,213,009	517,836,000	390,394,991	908,230,991
280,785,250	343,487,000	367,563,750	711,050,750
434,410,259	174,349,000	18,901,741	193,250,741
16,218,500	0	3,428,500	3,428,500
7,799,000	0	501,000	501,000
13,129,574,039	0	24,920,961	24,920,961
13,129,574,039	0	24,920,961	24,920,961

款	項	予算現額
13 諸支出金		1,000
	1 雜支出	1,000
14 予備費		66,178,000
	1 予備費	66,178,000
歳出合計		167,775,352,000

(単位:円)

支 出 濟 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 濟 額 と の 比 較
0	0	1,000	1,000
0	0	1,000	1,000
0	0	66,178,000	66,178,000
0	0	66,178,000	66,178,000
152,675,103,808	9,318,571,000	5,781,677,192	15,100,248,192

歳 入 歳 出 差 引 残 額 1,907,736,012円

令和6年度 土地区画整理会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予 算 現 額
1 国庫支出金		1,484,346,000
	1 国庫補助金	1,484,346,000
2 財産収入		1,000
	1 財産売払収入	1,000
3 繰入金		1,486,846,000
	1 一般会計繰入金	1,486,846,000
4 繰越金		32,321,000
	1 繰越金	32,321,000
歳 入 合 計		3,003,514,000

(単位：円)

調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1,499,897,000	1,185,280,000	0	314,617,000	△299,066,000
1,499,897,000	1,185,280,000	0	314,617,000	△299,066,000
0	0	0	0	△1,000
0	0	0	0	△1,000
1,484,458,953	1,216,734,953	0	267,724,000	△270,111,047
1,484,458,953	1,216,734,953	0	267,724,000	△270,111,047
410,750,092	410,750,092	0	0	378,429,092
410,750,092	410,750,092	0	0	378,429,092
3,395,106,045	2,812,765,045	0	582,341,000	△190,748,955

歳 出

款	項	予 算 現 額
1 事業費		3,001,014,000
	1 土地区画整理費	3,001,014,000
2 公債費		1,500,000
	1 公債費	1,500,000
3 予備費		1,000,000
	1 予備費	1,000,000
歳 出 合 計		3,003,514,000

(単位：円)

支 出 濟 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 濟 額 と の 比 較
2,461,642,032	535,447,000	3,924,968	539,371,968
2,461,642,032	535,447,000	3,924,968	539,371,968
148,865	0	1,351,135	1,351,135
148,865	0	1,351,135	1,351,135
0	0	1,000,000	1,000,000
0	0	1,000,000	1,000,000
2,461,790,897	535,447,000	6,276,103	541,723,103

歳 入 歳 出 差 引 残 額 350,974,148円

令和6年度 市有林会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予算現額
1 県支出金		47,140,000
	1 県補助金	47,140,000
2 財産収入		38,754,000
	1 財産運用収入	2,665,000
	2 財産売払収入	36,087,000
	3 分収林収入	2,000
3 繰入金		153,995,000
	1 一般会計繰入金	153,995,000
4 繰越金		1,500,000
	1 繰越金	1,500,000
5 諸収入		197,000
	1 雜入	197,000
歳 入 合 計		241,586,000

(単位：円)

調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
24,315,742	24,315,742	0	0	△22,824,258
24,315,742	24,315,742	0	0	△22,824,258
35,764,472	35,764,472	0	0	△2,989,528
3,063,083	3,063,083	0	0	398,083
32,570,953	32,570,953	0	0	△3,516,047
130,436	130,436	0	0	128,436
141,630,000	141,630,000	0	0	△12,365,000
141,630,000	141,630,000	0	0	△12,365,000
1,500,218	1,500,218	0	0	218
1,500,218	1,500,218	0	0	218
237,600	237,600	0	0	40,600
237,600	237,600	0	0	40,600
203,448,032	203,448,032	0	0	△38,137,968

歳 出

款	項	予 算 現 額
1 総務費		29,464,000
	1 総務管理費	29,464,000
2 事業費		85,339,000
	1 造林事業費	85,339,000
3 公債費		126,548,000
	1 公債費	126,548,000
4 諸支出金		35,000
	1 分収交付金	35,000
5 予備費		200,000
	1 予備費	200,000
歳 出 合 計		241,586,000

(単位：円)

支 出 濟 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 濟 額 と の 比 較
25,097,233	0	4,366,767	4,366,767
25,097,233	0	4,366,767	4,366,767
50,265,810	0	35,073,190	35,073,190
50,265,810	0	35,073,190	35,073,190
126,429,943	0	118,057	118,057
126,429,943	0	118,057	118,057
15,203	0	19,797	19,797
15,203	0	19,797	19,797
0	0	200,000	200,000
0	0	200,000	200,000
201,808,189	0	39,777,811	39,777,811

歳 入 歳 出 差 引 残 額

1,639,843円

令和6年度 市営墓地会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予 算 現 額
1 使用料及び手数料		57,356,000
	1 使用料	35,153,000
	2 手数料	22,203,000
2 繰入金		28,994,000
	1 一般会計繰入金	28,994,000
3 繰越金		6,866,000
	1 繰越金	6,866,000
4 諸収入		537,000
	1 雜入	537,000
歳 入 合 計		93,753,000

(単位：円)

調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
58,239,450	58,234,274	0	5,176	878,274
36,025,750	36,025,750	0	0	872,750
22,213,700	22,208,524	0	5,176	5,524
28,493,000	28,493,000	0	0	△501,000
28,493,000	28,493,000	0	0	△501,000
6,866,505	6,866,505	0	0	505
6,866,505	6,866,505	0	0	505
2,772,855	2,772,855	0	0	2,235,855
2,772,855	2,772,855	0	0	2,235,855
96,371,810	96,366,634	0	5,176	2,613,634

歳 出

款	項	予 算 現 額
1 総務費		59,162,000
	1 総務管理費	59,162,000
2 事業費		20,694,000
	1 事業費	20,694,000
3 災害復旧費		8,300,000
	1 災害復旧費	8,300,000
4 繰出金		5,397,000
	1 一般会計繰出金	5,397,000
5 公債費		100,000
	1 公債費	100,000
6 予備費		100,000
	1 予備費	100,000
歳 出 合 計		93,753,000

(単位：円)

支 出 濟 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 濟 額 と の 比 較
55,434,347	0	3,727,653	3,727,653
55,434,347	0	3,727,653	3,727,653
20,694,000	0	0	0
20,694,000	0	0	0
7,799,000	0	501,000	501,000
7,799,000	0	501,000	501,000
5,397,000	0	0	0
5,397,000	0	0	0
446	0	99,554	99,554
446	0	99,554	99,554
0	0	100,000	100,000
0	0	100,000	100,000
89,324,793	0	4,428,207	4,428,207

歳 入 歳 出 差 引 残 額

7,041,841円

令和6年度 公設地方卸売市場会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予 算 現 額
1 使用料及び手数料		161,740,000
	1 使用料	161,739,000
	2 手数料	1,000
2 財産収入		872,000
	1 財産運用収入	872,000
3 繰入金		240,653,000
	1 一般会計繰入金	240,653,000
4 繰越金		3,000,000
	1 繰越金	3,000,000
5 諸収入		243,724,000
	1 貸付金元利収入	80,001,000
	2 雜入	163,723,000
6 市債		14,600,000
	1 市債	14,600,000
歳 入 合 計		664,589,000

(単位：円)

調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
159,907,178	159,907,178	0	0	△1,832,822
159,904,178	159,904,178	0	0	△1,834,822
3,000	3,000	0	0	2,000
872,800	872,800	0	0	800
872,800	872,800	0	0	800
197,200,000	197,200,000	0	0	△43,453,000
197,200,000	197,200,000	0	0	△43,453,000
20,597,473	20,597,473	0	0	17,597,473
20,597,473	20,597,473	0	0	17,597,473
197,933,970	197,933,970	0	0	△45,790,030
80,001,595	80,001,595	0	0	595
117,932,375	117,932,375	0	0	△45,790,625
0	0	0	0	△14,600,000
0	0	0	0	△14,600,000
576,511,421	576,511,421	0	0	△88,077,579

歳 出

款	項	予 算 現 額
1 総務費		452, 520, 000
	1 総務管理費	452, 520, 000
2 事業費		162, 991, 000
	1 地方卸売市場施設整備費	162, 991, 000
3 公債費		48, 678, 000
	1 公債費	48, 678, 000
4 予備費		400, 000
	1 予備費	400, 000
歳 出 合 計		664, 589, 000

(単位：円)

支 出 濟 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 濟 額 と の 比 較
388, 944, 966	0	63, 575, 034	63, 575, 034
388, 944, 966	0	63, 575, 034	63, 575, 034
118, 825, 429	0	44, 165, 571	44, 165, 571
118, 825, 429	0	44, 165, 571	44, 165, 571
48, 525, 404	0	152, 596	152, 596
48, 525, 404	0	152, 596	152, 596
0	0	400, 000	400, 000
0	0	400, 000	400, 000
556, 295, 799	0	108, 293, 201	108, 293, 201

歳 入 歳 出 差 引 残 額

20, 215, 622円

令和6年度 大森山動物園会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予算現額
1 使用料及び手数料		92,794,000
	1 使用料	92,794,000
2 財産収入		1,418,000
	1 財産運用収入	1,418,000
3 寄附金		315,000
	1 寄附金	315,000
4 繰入金		422,230,000
	1 一般会計繰入金	422,230,000
5 繰越金		1,000
	1 繰越金	1,000
6 諸収入		18,707,000
	1 雜入	18,707,000
歳入合計		535,465,000

(単位：円)

調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
78,348,845	78,348,845	0	0	△14,445,155
78,348,845	78,348,845	0	0	△14,445,155
1,388,872	1,388,872	0	0	△29,128
1,388,872	1,388,872	0	0	△29,128
3,663,714	3,663,714	0	0	3,348,714
3,663,714	3,663,714	0	0	3,348,714
408,278,000	408,278,000	0	0	△13,952,000
408,278,000	408,278,000	0	0	△13,952,000
1,570	1,570	0	0	570
1,570	1,570	0	0	570
19,821,534	19,821,534	0	0	1,114,534
19,821,534	19,821,534	0	0	1,114,534
511,502,535	511,502,535	0	0	△23,962,465

歳 出

款	項	予 算 現 額
1 総務費		504,189,000
	1 総務管理費	504,189,000
2 公債費		31,176,000
	1 公債費	31,176,000
3 予備費		100,000
	1 予備費	100,000
歳 出 合 計		535,465,000

(単位：円)

支 出 濟 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 濟 額 と の 比 較
480,459,766	0	23,729,234	23,729,234
480,459,766	0	23,729,234	23,729,234
31,041,656	0	134,344	134,344
31,041,656	0	134,344	134,344
0	0	100,000	100,000
0	0	100,000	100,000
511,501,422	0	23,963,578	23,963,578

歳 入 歳 出 差 引 残 額 1,113円

令和6年度 廃棄物発電会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予 算 現 額
1 発電収入		235,594,000
	1 発電収入	235,594,000
2 繰越金		1,000
	1 繰越金	1,000
	歳 入 合 計	235,595,000

(単位：円)

調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
224,854,278	224,854,278	0	0	△10,739,722
224,854,278	224,854,278	0	0	△10,739,722
1,507	1,507	0	0	507
1,507	1,507	0	0	507
224,855,785	224,855,785	0	0	△10,739,215

歳 出

款	項	予 算 現 額
1 総務費		69,927,000
	1 総務管理費	69,927,000
2 繰出金		165,468,000
	1 一般会計繰出金	165,468,000
3 公債費		200,000
	1 公債費	200,000
歳 出 合 計		235,595,000

(単位:円)

支 出 濟 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 濟 額 と の 比 較
69,378,866	0	548,134	548,134
69,378,866	0	548,134	548,134
155,475,000	0	9,993,000	9,993,000
155,475,000	0	9,993,000	9,993,000
0	0	200,000	200,000
0	0	200,000	200,000
224,853,866	0	10,741,134	10,741,134

歳 入 歳 出 差 引 残 額

1,919円

令和6年度 病院事業債管理会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予 算 現 額
1 分担金及び負担金		63,667,000
	1 負担金	63,667,000
2 諸収入		1,535,565,000
	1 貸付金元利収入	1,535,565,000
3 市債		883,800,000
	1 市債	883,800,000
歳 入 合 計		2,483,032,000

(単位：円)

調定額	収入済額	不納次損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
63,666,388	63,666,388	0	0	△612
63,666,388	63,666,388	0	0	△612
1,529,249,569	1,529,249,569	0	0	△6,315,431
1,529,249,569	1,529,249,569	0	0	△6,315,431
767,000,000	767,000,000	0	0	△116,800,000
767,000,000	767,000,000	0	0	△116,800,000
2,359,915,957	2,359,915,957	0	0	△123,116,043

歳 出

款	項	予 算 現 額
1 市立秋田総合病院貸付金		883,800,000
	1 市立秋田総合病院貸付金	883,800,000
2 公債費		1,599,232,000
	1 公債費	1,599,232,000
歳 出 合 計		2,483,032,000

(単位: 円)

支 出 濟 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 濟 額 と の 比 較
767,000,000	0	116,800,000	116,800,000
767,000,000	0	116,800,000	116,800,000
1,592,915,957	0	6,316,043	6,316,043
1,592,915,957	0	6,316,043	6,316,043
2,359,915,957	0	123,116,043	123,116,043

歳 入 歳 出 差 引 残 額

0円

令和6年度 学校給食費会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予算現額
1 納入金		1,256,226,000
	1 納入金	1,256,226,000
2 繰入金		188,625,000
	1 一般会計繰入金	188,625,000
3 繰越金		1,000
	1 繰越金	1,000
4 諸収入		1,000
	1 雜入	1,000
歳 入 合 計		1,444,853,000

(単位:円)

調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1,156,896,762	1,156,275,896	0	630,726	△99,950,104
1,156,896,762	1,156,275,896	0	630,726	△99,950,104
174,537,483	174,537,483	0	0	△14,087,517
174,537,483	174,537,483	0	0	△14,087,517
1,171,564	1,171,564	0	0	1,170,564
1,171,564	1,171,564	0	0	1,170,564
1,332,786	1,332,786	0	0	1,331,786
1,332,786	1,332,786	0	0	1,331,786
1,333,938,595	1,333,317,729	0	630,726	△111,535,271

歳 出

款	項	予算現額
1 総務費		1,443,753,000
	1 総務管理費	1,443,753,000
2 公債費		441,000
	1 公債費	441,000
3 予備費		659,000
	1 予備費	659,000
歳 出 合 計		1,444,853,000

(単位：円)

支 出 濟 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 濟 額 と の 比 較
1,331,989,847	0	111,763,153	111,763,153
1,331,989,847	0	111,763,153	111,763,153
440,830	0	170	170
440,830	0	170	170
0	0	659,000	659,000
0	0	659,000	659,000
1,332,430,677	0	112,422,323	112,422,323

歳 入 歳 出 差 引 残 額

887,052円

令和6年度 国民健康保険事業会計（事業勘定）歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予算現額
1 国民健康保険税		4,575,283,000
	1 国民健康保険税	4,575,283,000
2 使用料及び手数料		1,000
	1 手数料	1,000
3 国庫支出金		276,000
	1 国庫補助金	276,000
4 県支出金		22,484,842,000
	1 県補助金	22,484,841,000
	2 財政安定化基金支出金	1,000
5 財産収入		1,651,000
	1 財産運用収入	1,651,000
6 繰入金		2,418,191,000
	1 一般会計繰入金	2,418,190,000
	2 基金繰入金	1,000
7 繰越金		177,749,000
	1 繰越金	177,749,000
8 諸収入		20,501,000
	1 延滞金、加算金及び過料	8,912,000
	2 雜入	11,589,000
9 市債		1,000
	1 財政安定化基金貸付金	1,000
歳 入 合 計		29,678,495,000

(単位：円)

調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
6,640,224,388	4,595,815,466	174,072,834	1,873,452,288	20,532,466
6,640,224,388	4,595,815,466	174,072,834	1,873,452,288	20,532,466
900	900	0	0	△100
900	900	0	0	△100
45,112,000	45,112,000	0	0	44,836,000
45,112,000	45,112,000	0	0	44,836,000
21,851,537,333	21,851,537,333	0	0	△633,304,667
21,851,537,333	21,851,537,333	0	0	△633,303,667
0	0	0	0	△1,000
1,650,856	1,650,856	0	0	△144
1,650,856	1,650,856	0	0	△144
2,398,910,992	2,398,910,992	0	0	△19,280,008
2,398,910,992	2,398,910,992	0	0	△19,279,008
0	0	0	0	△1,000
177,749,062	177,749,062	0	0	62
177,749,062	177,749,062	0	0	62
71,846,369	59,043,243	358,182	12,444,944	38,542,243
20,914,500	20,914,500	0	0	12,002,500
50,931,869	38,128,743	358,182	12,444,944	26,539,743
0	0	0	0	△1,000
0	0	0	0	△1,000
31,187,031,900	29,129,819,852	174,431,016	1,885,897,232	△548,675,148

歳 出

款	項	予算現額
1 総務費		252,532,000
	1 総務管理費	117,844,000
	2 徴稅費	129,978,000
	3 運営協議会費	325,000
	4 収納率向上特別対策事業費	4,385,000
2 保険給付費		22,078,389,000
	1 療養諸費	19,036,331,000
	2 高額療養費	2,971,262,000
	3 移送費	1,000
	4 出産育児諸費	45,019,000
	5 葬祭諸費	25,500,000
	6 傷病手当金	276,000
3 国民健康保険事業費納付金		6,987,938,000
	1 医療給付費分	4,768,556,000
	2 後期高齢者支援金等分	1,702,988,000
	3 介護納付金分	516,394,000
4 保健事業費		281,561,000
	1 特定健康診査等事業費	183,292,000
	2 保健事業費	98,269,000
5 基金積立金		1,651,000
	1 基金積立金	1,651,000
6 公債費		3,000,000
	1 公債費	3,000,000
7 諸支出金		23,424,000
	1 債還金及び還付加算金	23,423,000
	2 一部負担金	1,000

(単位：円)

支 出 濟 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 濟 額 と の 比 較
242,699,938	0	9,832,062	9,832,062
112,919,439	0	4,924,561	4,924,561
125,276,328	0	4,701,672	4,701,672
230,716	0	94,284	94,284
4,273,455	0	111,545	111,545
21,214,310,312	0	864,078,688	864,078,688
18,221,861,133	0	814,469,867	814,469,867
2,934,976,010	0	36,285,990	36,285,990
0	0	1,000	1,000
36,023,169	0	8,995,831	8,995,831
21,450,000	0	4,050,000	4,050,000
0	0	276,000	276,000
6,987,936,522	0	1,478	1,478
4,768,555,277	0	723	723
1,702,987,450	0	550	550
516,393,795	0	205	205
247,044,613	0	34,516,387	34,516,387
160,059,730	0	23,232,270	23,232,270
86,984,883	0	11,284,117	11,284,117
1,651,000	0	0	0
1,651,000	0	0	0
41,053	0	2,958,947	2,958,947
41,053	0	2,958,947	2,958,947
18,559,200	0	4,864,800	4,864,800
18,559,200	0	4,863,800	4,863,800
0	0	1,000	1,000

歳 出

款	項	予 算 現 額
8 予備費		50,000,000
	1 予備費	50,000,000
歳 出 合 計		29,678,495,000

(単位:円)

支 出 濟 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 濟 額 と の 比 較
0	0	50,000,000	50,000,000
0	0	50,000,000	50,000,000
28,712,242,638	0	966,252,362	966,252,362

歳 入 歳 出 差 引 残 額 417,577,214円

令和6年度 母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予算現額
1 繰入金		7,819,000
	1 一般会計繰入金	7,819,000
2 繰越金		27,948,000
	1 繰越金	27,948,000
3 諸収入		26,726,000
	1 貸付金元利収入	26,725,000
	2 雜入	1,000
歳 入 合 計		62,493,000

(単位：円)

調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
7,294,841	7,294,841	0	0	△524,159
7,294,841	7,294,841	0	0	△524,159
25,716,087	25,716,087	0	0	△2,231,913
25,716,087	25,716,087	0	0	△2,231,913
58,358,274	23,745,575	0	34,612,699	△2,980,425
57,024,474	23,744,375	0	33,280,099	△2,980,625
1,333,800	1,200	0	1,332,600	200
91,369,202	56,756,503	0	34,612,699	△5,736,497

歳 出

款	項	予 算 現 額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		11,667,000
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	11,667,000
2 公債費		28,874,000
	1 公債費	500,000
	2 債還金	28,374,000
3 諸支出金		21,952,000
	1 一般会計繰出金	21,952,000
歳 出 合 計		62,493,000

(単位：円)

支 出 濟 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 濟 額 と の 比 較
10,460,442	0	1,206,558	1,206,558
10,460,442	0	1,206,558	1,206,558
28,373,808	0	500,192	500,192
0	0	500,000	500,000
28,373,808	0	192	192
17,906,000	0	4,046,000	4,046,000
17,906,000	0	4,046,000	4,046,000
56,740,250	0	5,752,750	5,752,750

歳 入 歳 出 差 引 残 額

16,253円

令和6年度 介護保険事業会計（保険事業勘定）歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予算現額
1 保険料		6,953,033,000
	1 介護保険料	6,953,033,000
2 手数料		1,000
	1 手数料	1,000
3 国庫支出金		7,701,474,000
	1 国庫負担金	5,480,447,000
	2 国庫補助金	2,221,027,000
4 支払基金交付金		8,350,462,000
	1 支払基金交付金	8,350,462,000
5 県支出金		4,558,868,000
	1 県負担金	4,362,449,000
	2 県補助金	196,419,000
6 財産収入		5,544,000
	1 基金運用収入	5,544,000
7 繰入金		4,735,636,000
	1 一般会計繰入金	4,735,636,000
	2 基金繰入金	0
8 繰越金		783,041,000
	1 繰越金	783,041,000
9 諸収入		74,000
	1 延滞金、加算金及び過料	1,000
	2 雜入	73,000
歳 入 合 計		33,088,133,000

(単位：円)

調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
7,087,697,913	6,939,590,975	53,141,552	103,671,694	△13,442,025
7,087,697,913	6,939,590,975	53,141,552	103,671,694	△13,442,025
0	0	0	0	△1,000
0	0	0	0	△1,000
7,865,268,688	7,865,268,688	0	0	163,794,688
5,584,193,633	5,584,193,633	0	0	103,746,633
2,281,075,055	2,281,075,055	0	0	60,048,055
8,263,633,000	8,263,633,000	0	0	△86,829,000
8,263,633,000	8,263,633,000	0	0	△86,829,000
4,493,659,122	4,493,659,122	0	0	△65,208,878
4,303,483,573	4,303,483,573	0	0	△58,965,427
190,175,549	190,175,549	0	0	△6,243,451
5,544,122	5,544,122	0	0	122
5,544,122	5,544,122	0	0	122
4,636,228,708	4,636,228,708	0	0	△99,407,292
4,636,228,708	4,636,228,708	0	0	△99,407,292
0	0	0	0	0
1,352,723,594	1,352,723,594	0	0	569,682,594
1,352,723,594	1,352,723,594	0	0	569,682,594
15,087,572	15,055,372	0	32,200	14,981,372
547,900	515,700	0	32,200	514,700
14,539,672	14,539,672	0	0	14,466,672
33,719,842,719	33,571,703,581	53,141,552	103,703,894	483,570,581

歳 出

款	項	予算現額
1 総務費		349,162,000
	1 総務管理費	349,162,000
2 保険給付費		30,271,411,000
	1 介護サービス等諸費	27,744,336,000
	2 介護予防サービス等諸費	706,371,000
	3 高額介護サービス等費	877,460,000
	4 特定入所者介護サービス等費	905,132,000
	5 その他諸費	38,112,000
3 地域支援事業費		1,261,721,000
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	615,046,000
	2 一般介護予防事業費	37,665,000
	3 包括的支援事業・任意事業費	604,818,000
	4 その他諸費	4,192,000
4 保健福祉事業費		25,864,000
	1 保健福祉事業費	25,864,000
5 基金積立金		885,928,000
	1 基金積立金	885,928,000
6 公債費		1,000,000
	1 公債費	1,000,000
7 諸支出金		283,405,000
	1 債還金及び還付加算金	283,405,000
8 予備費		9,642,000
	1 予備費	9,642,000
歳 出 合 計		33,088,133,000

(単位：円)

支 出 濟 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 濟 額 と の 比 較
341,628,414	0	7,533,586	7,533,586
341,628,414	0	7,533,586	7,533,586
29,770,483,445	0	500,927,555	500,927,555
27,295,018,627	0	449,317,373	449,317,373
697,771,958	0	8,599,042	8,599,042
877,325,927	0	134,073	134,073
862,709,950	0	42,422,050	42,422,050
37,656,983	0	455,017	455,017
1,230,655,779	0	31,065,221	31,065,221
599,755,044	0	15,290,956	15,290,956
35,572,855	0	2,092,145	2,092,145
591,189,473	0	13,628,527	13,628,527
4,138,407	0	53,593	53,593
22,524,465	0	3,339,535	3,339,535
22,524,465	0	3,339,535	3,339,535
885,928,000	0	0	0
885,928,000	0	0	0
26,881	0	973,119	973,119
26,881	0	973,119	973,119
283,403,097	0	1,903	1,903
283,403,097	0	1,903	1,903
0	0	9,642,000	9,642,000
0	0	9,642,000	9,642,000
32,534,650,081	0	553,482,919	553,482,919

歳 入 歳 出 差 引 残 額

1,037,053,500円

令和6年度 後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予 算 現 額
1 後期高齢者医療保険料		3,554,016,000
	1 後期高齢者医療保険料	3,554,016,000
2 使用料及び手数料		1,000
	1 手数料	1,000
3 繰入金		1,008,398,000
	1 一般会計繰入金	1,008,398,000
4 繰越金		11,195,000
	1 繰越金	11,195,000
5 諸収入		10,852,000
	1 延滞金、加算金及び過料	600,000
	2 償還金及び還付加算金	10,200,000
	3 雜入	52,000
歳 入 合 計		4,584,462,000

(単位：円)

調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
3,559,846,800	3,519,339,120	3,269,700	42,452,910	△34,676,880
3,559,846,800	3,519,339,120	3,269,700	42,452,910	△34,676,880
0	0	0	0	△1,000
0	0	0	0	△1,000
1,000,120,546	1,000,120,546	0	0	△8,277,454
1,000,120,546	1,000,120,546	0	0	△8,277,454
31,871,441	31,871,441	0	0	20,676,441
31,871,441	31,871,441	0	0	20,676,441
6,351,576	6,351,576	0	0	△4,500,424
627,900	627,900	0	0	27,900
5,661,500	5,661,500	0	0	△4,538,500
62,176	62,176	0	0	10,176
4,598,190,363	4,557,682,683	3,269,700	42,452,910	△26,779,317

歳 出

款	項	予 算 現 額
1 総務費		75,045,000
	1 総務管理費	36,573,000
	2 徴収費	38,472,000
2 後期高齢者医療広域連合納付金		4,494,117,000
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	4,494,117,000
3 公債費		100,000
	1 公債費	100,000
4 諸支出金		10,200,000
	1 償還金及び還付加算金	10,200,000
5 予備費		5,000,000
	1 予備費	5,000,000
歳 出 合 計		4,584,462,000

(単位：円)

支 出 濟 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 濟 額 と の 比 較
71,788,940	0	3,256,060	3,256,060
35,016,348	0	1,556,652	1,556,652
36,772,592	0	1,699,408	1,699,408
4,450,047,250	0	44,069,750	44,069,750
4,450,047,250	0	44,069,750	44,069,750
35,652	0	64,348	64,348
35,652	0	64,348	64,348
5,718,600	0	4,481,400	4,481,400
5,718,600	0	4,481,400	4,481,400
0	0	5,000,000	5,000,000
0	0	5,000,000	5,000,000
4,527,590,442	0	56,871,558	56,871,558

歳 入 歳 出 差 引 残 額

30,092,241円

秋田市告示第296号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定し、廃止し、および休止したので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和7年10月15日

秋田市長 沼 谷 純

1 指定

事業所名称	所 在 地	指定年月日
花の家居宅介護支援事業所	秋田市雄和石田字苗代沢18番地	令和7年9月1日
デイサービスかどや	秋田市高陽幸町1番14号	令和7年9月15日

2 廃止

事業所名称	所 在 地	廃止年月日
デイサロンえにしあ	秋田市広面字蓮沼21番地1	令和7年9月15日

3 休止

事業所名称	所 在 地	休止年月日
光峰苑ショートステイケア ホテル鶴木台	秋田市添川字鶴木台65番地3	令和7年8月31日

秋田市告示第297号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、市道路線を次のとおり認定するので、同法第9条の規定により告示する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和7年10月16日

秋田市長 沼 谷 純

1 認定路線

整理番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
80465	アカデミータウン21号線	広面字谷内佐渡146番11地先	
		広面字谷内佐渡146番13地先	
80466	アカデミータウン22号線	広面字谷内佐渡146番17地先	
		広面字谷内佐渡146番19地先	

2 縦覧期間

令和7年10月16日から同月30日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市告示第298号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者を次のとおり変更したので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和7年10月20日

秋田市長 沼 谷 純

氏名	施術所の名称	施術所の所在地		変更年月日
佐藤貴裕	TEATE	旧	秋田市泉三嶽根14番36号	令和7年9月1日
		新	秋田市大町一丁目3番8号 秋田ディライトビル2階	
佐藤英朗	TEATE	旧	秋田市泉三嶽根14番36号	令和7年9月1日
		新	秋田市大町一丁目3番8号 秋田ディライトビル2階	
中林俊也	TEATE	旧	秋田市泉三嶽根14番36号	令和7年9月1日
		新	秋田市大町一丁目3番8号 秋田ディライトビル2階	
渡邊嵩憲	TEATE	旧	秋田市泉三嶽根14番36号	令和7年9月1日
		新	秋田市大町一丁目3番8号 秋田ディライトビル2階	

秋田市告示第299号

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該書類は、企画財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和7年10月21日

秋田市長 沼 谷 純

1 送達を受けるべき者の住所および氏名

住所 秋田市河辺神内字妙見33番地1

氏名 関 原 竜 馬

2 送達する書類

差押調書（謄本） 1通

配当計算書 1通

秋田市告示第300号

令和7年11月6日午前10時30分秋田市役所正庁に秋田市総合教育会議を招集する。

令和7年10月22日

秋田市長 沼 谷 純

協議題

令和8年度における重点的な取組課題について

秋田市告示第301号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をして会計管理者の権限に属する事務のうち次表右欄に掲げるものについては、それぞれ当該左欄に掲げる課所室に所属する出納員および現金取扱員に委任し、又は再委任させたので、同項の規定により告示する。

令和7年10月24日

秋田市長 沼 谷 純

課所室名	委任事務
佐竹史料館	佐竹史料館、久保田城御隅櫓、旧黒澤家住宅および如斯亭庭園の観覧料の収納に関する事務。佐竹史料館使用料の収納に関する事務。図録頒布等収入および望遠鏡利用収入の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務

秋田市告示第302号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者の指定について、秋田市財務規則(平成9年秋田市財務規則第37号)第43条の2第1項の規定に基づき、次の者を指定納付受託者に指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年10月25日

秋田市長 沼 谷 純

1 指定納付受託者の名称および所在地

名 称	所 在 地
株式会社秋田国際カード	秋田市大町一丁目3番8号
株式会社秋田ジェーシービーカード	秋田市大町二丁目4番44号
三井住友カード株式会社	東京都江東区豊洲二丁目2番31号 S M B C 豊洲ビル
株式会社ジェーシービー	東京都港区南青山五丁目1番22号 青山ライズスクエア

2 指定納付受託者に納付させる歳入

- (1) 佐竹史料館観覧料
- (2) 佐竹史料館使用料

3 指定納付受託者を指定した年月日

令和7年10月25日

秋田市告示第303号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年10月25日

秋田市長 沼 谷 純

1 指定公金事務取扱者の名称、所在地

名 称	所 在 地
公益財団法人秋田観光コンベンション協会	秋田市大町一丁目2番37号

2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等

佐竹史料館ミュージアムグッズ販売収入

3 指定年月日

令和7年10月25日

秋田市告示第304号

次の者の住所および居所が不明のため、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき、その住民票を職権消除したので、同条第4項の規定により告示する。

令和7年10月28日

秋田市長 沼 谷 純

住民基本台帳に記載のあった住所および氏名

住 所	氏 名
秋田市仁井田本町二丁目5番19号	鈴 木 昌 千

〔教示〕

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、秋田市長に対して審査請求をすることができる。
- 2 この処分については、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、秋田市（代表者は秋田市長）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができる。ただし、上記1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができる。

秋田市告示第305号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定し、廃止し、および休止したので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和7年10月30日

秋田市長 沼 谷 純

1 指定

事業所名称	所 在 地	指定年月日
ふじ産婦人科・内科	秋田市外旭川字小谷地2番地1	令和7年10月1日
しみず内科 糖尿病・甲状腺クリニック	秋田市外旭川字松崎109番地1	令和7年10月1日
ヨコカナ薬局外旭川店	秋田市外旭川字松崎109番地3	令和7年10月1日
将軍野いわま薬局	秋田市将軍野南四丁目6番24-2号	令和7年10月1日

2 廃止

事業所名称	廃止年月日
山王レディースクリニック	令和7年8月27日

3 休止

事業所名称	休止年月日
東通腎泌尿器科クリニック	令和7年9月1日

秋田市告示第306号

次の介護保険料納入通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書は、福祉保健部介護保険課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和7年10月31日

秋田市長 沼 谷 純

1 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

令和7年度介護保険料納入通知書

秋田市教委告示第14号

令和7年10月23日午後3時30分秋田市役所5階5-A会議室に教育委員会定例会を招集する。

令和7年10月20日

秋田市教育委員会

教育長 佐藤孝哉

付議案件

秋田市立小、中学校通学区域の一部を改正する件

秋田市教委告示第15号

秋田市立小、中学校通学区域の一部を改正する件

令和7年10月31日

秋田市教育委員会

教育長 佐藤 孝哉

秋田市立小、中学校通学区域の一部を次のように改正する。

秋田市立小学校通学区域表の土崎小学校の表を次のように改める。

土崎小学校	
土崎港中央	一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、七丁目3番1号～3番7号、七丁目3番16号～3番30号
土崎港東	一丁目、二丁目、三丁目、四丁目1番～4番
土崎港西	一丁目、二丁目、三丁目、四丁目
土崎港南	一丁目1番26号～1番50号（※高清水小学校）、一丁目2番、一丁目3番18号～3番48号（※高清水小学校）、一丁目4番23号～4番35号（※高清水小学校）、一丁目5番～14番、二丁目3番17号～3番68号（※高清水小学校）、二丁目4番～6番
将軍野	東一丁目1番～6番、東二丁目、東三丁目1番～3番、南五丁目12番、桂町1番～22番、桂町25番～29番、向山4番～5番
土崎港相染町字	大浜、中島下
土崎港	御蔵町、穀保町、下浜町
土崎港古川町字	相染境、古川添下

秋田市立小学校通学区域表の土崎南小学校の表を削る。

秋田市立小学校通学区域表の高清水小学校の表土崎港南の項中「土崎南小学校」を「土崎小学校」に改める。

秋田市立小学校通学区域表の河辺小学校の表河辺北野田高屋字の項を次のように改める。

河辺北野田高屋字	大木沢、大滝沢、大簾沢、大稗田沢、大谷地、小高、上堂ヶ沢、雷谷地、上盤昌、上前田表1番地～102番地、上山井沢、神田、茱萸野、茱萸野表、茱萸野下川、栗山沢、黒沼、黒沼上堤下、黒沼下堤下、榊表1番地～54番地、獅子岱、下山井沢、高橋、高屋、滝沢、竹ノ子沢、堂ノ前、木賊沢、中山井沢、畠ノ沢、畠務沢、鼻峰沢、前田、前田表、務沢、桃ノ木沢、森ノ沢、薬師沢
----------	--

秋田市立小学校通学区域表の河辺小学校の表河辺高岡字の項の次に次のように加える。

河辺戸島字	井戸尻下、井戸尻台、上野、大堤下、大堤山、大古川、沖田表、ヲソノ、上高屋、上祭沢、川苗代、北ノ沢駒坂台、下久保丸山向川原、酌子、白熊沢、千刈田、館下、戸島館、中川原、中田、七曲石坂台、七曲下、七曲台、野田、野田山小堤下、稗田、藤島、町尻、三嶽、本町、下久保、丸山、向川原
河辺豊成字	一ノ割、大川越、ヲカナ沢、虚空蔵大台滝、坂ノ下、祖神台、古川敷、古川添、宮下、館下
河辺畠谷字	大沢、大又、蟹沢、川向、岱、中村、丸山

秋田市立小学校通学区域表の河辺小学校の表河辺松渕字の項を次のように改める。

河辺松渕字	岩箱向、大土手下、大森沢、小川向、街道北、街道北下段、風無沢出口、風無台、金神、川原田、川原田家
-------	--

ノ後、行人塚、三十郎川原、下袋、捨り水、高田、高
山下、中村、沼袋、東沢、松木台、松渕、餅田沢、大
滝沢、小川原

秋田市立小学校通学区域表の戸島小学校の表を削る。

秋田市立小学校通学区域表の（住所地にかかる要件によって指定校が異なる地区）の表土崎港中央二丁目3番56号の項から広面字碇の項までを削り、同表下北手桜字宮ヶ沢の項中「下北手小学校」を「広面小学校」に改める。

附 則

施行期日は、令和8年4月1日とする。

秋田市農委告示第14号

次の農地は農地法（昭和27年法律第229号）第33条第1項に該当する農地であるので、同条第2項の規定により準用する同法第32条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年10月6日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉秋

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積 (m ²)	農地に関する 権利の種類	農地の所有者等 の情報
秋田市山内字松原141番	田	3,662	所有権	登記名義人 古田ハツエ

農地法第33条第1項に該当する農地：耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められるものとして農林水産省令で定める農地

2 この告示は、農地法第33条第1項の農地について、同条第2項の規定により準用する同法第32条第2項および第3項の規定による探索を行った結果、農地の所有者又は当該農地について所有権以外の権原に基づき使用および収益をする者（以下「所有者等」という。）を確知できないことから行うものである（農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第74条の2により探索を行ったとみなされる場合を含む。）。

3 上記の農地の所有者等は、この告示の日から起算して2か月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に当該農地についての権原を証する書類を添えて秋田市農業委員会に提出するものとする。

- (1) 申出を行う者の氏名および住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地および代表者の氏名）
- (2) 当該農地の所在、地番、地目および面積

4 この告示があった日から起算して2か月以内に所有者等から申出がな
かった場合には、農地法第41条に基づき、農地中間管理機構にその旨を
通知し、当該告示に係る農地について秋田県知事の裁定により利用権の
設定が行われることがある。

秋田市農委告示第15号

令和7年10月21日午後2時秋田市役所正庁に秋田市農業委員会総会を招集する。

令和7年10月9日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉秋

案件

- 1 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
- 2 農地法第5条の規定による許可申請に関する件

秋田市上下水道局告示第16号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2第4項で準用する同法第25条の3第1項の規定により指定給水装置工事事業者の指定の更新を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第2号の規定により告示する。

令和7年10月7日

秋田市上下水道事業管理者 佐々木 保

事業者名	代表者	所在地	指定の有効期限
山二施設工業株式会社	阿部 公雄	秋田市山王五丁目1番7号	令和12年9月29日
有限会社太平工務所	藤井 進	秋田市南通築地16番11号	令和12年9月29日
株式会社カミオ	谷藤 健二	秋田市将軍野南三丁目9番4号	令和12年9月29日
株式会社日東施設工業所	新泉 博智	秋田市檜山登町11番40号	令和12年9月29日
株式会社三和施設	佐藤 弘康	秋田市檜山古川新町28番地	令和12年9月29日
有限会社志摩水道工業所	志摩 瞳夫	秋田市土崎港東二丁目12番4号	令和12年9月29日
山岡工業株式会社	阿部 倫比古	秋田市御所野湯本二丁目1番5号	令和12年9月29日
株式会社日景工業	日景 英之	秋田市高陽青柳町16番55号	令和12年9月29日

キバ水道株式会社	相 原 博 元	秋田市桜一丁目16番17号	令和12年9月29日
株式会社藤工業サービス	佐 藤 晃	秋田市新屋寿町1番5号	令和12年9月29日
株式会社渡部工業	渡 部 俊 二	秋田市新屋松美ガ丘東町2番6号	令和12年9月29日
清三屋施設工業株式会社	高 橋 洋 平	秋田市新屋天秤野5番18号	令和12年9月29日
羽後設備株式会社	佐 藤 裕 之	秋田市泉中央二丁目2番29号	令和12年9月29日
総合施設株式会社	鈴 木 英 樹	秋田市外旭川字三千刈106番地1	令和12年9月29日
高進設備株式会社	高 橋 清 広	秋田市仁井田字仲谷地308番地1	令和12年9月29日
有限会社黒崎施設工業	黒 崎 博	秋田市四ツ小屋小阿地字柳林44番地5	令和12年9月29日
株式会社北勢工業	太 田 博 之	秋田市仁井田本町五丁目1番62号	令和12年9月29日
株式会社佐藤設備工業	佐 藤 竜 太	秋田市飯島字薬師田342番地	令和12年9月29日
日管設備工業株式会社	工 藤 健 悟	秋田市外旭川字三千刈7番地6	令和12年9月29日
株式会社協設	吉 田 孝 二	秋田市八橋三和町11番27号	令和12年9月29日
タシン工業有限会社	田 口 正 人	秋田市牛島西三丁目2番25号	令和12年9月29日
有限会社桜庭設備工業	伊 藤 俊 美	秋田市東通觀音前8番27号	令和12年9月29日

株式会社新興技研設備	三 浦 俊 彦	秋田市下浜羽川字五郎池128番地 2	令和12年9月29日
木場株式会社	木 場 大	秋田市仁井田二ツ屋一丁目1番27号	令和12年9月29日
三和興業株式会社秋田支店	眞 壁 伸 也	秋田市土崎港西一丁目3番38号	令和12年9月29日
塙田工業株式会社	塙 田 哲 雄	秋田市高陽幸町2番47号	令和12年9月29日
有限会社三浦ポンプセンター	三 浦 浩 志	潟上市天王字上江川47番地924	令和12年9月29日
川上設備工業株式会社	川 上 正 明	潟上市昭和豊川竜毛字坂の下2番地	令和12年9月29日
佐藤施設工業株式会社	佐 藤 貴 彦	横手市雄物川町今宿字出向196番地	令和12年9月29日
秋田日化サービス株式会社	鈴 木 英 樹	秋田市外旭川字三千刈106番地1	令和12年9月29日
有限会社寶温水器サービス	佐々木 薫	秋田市外旭川八柳一丁目14番5号	令和12年9月29日
有限会社S K 工業	小 林 秀 樹	秋田市四ツ小屋字城下当場13番3号	令和12年9月29日
有限会社ケー・エスケー管工	佐々木 謙 二	秋田市御所野湯本四丁目1番10号	令和12年9月29日
互大設備工業株式会社	脇 屋 晃 大	秋田市添川字境内川原228番27	令和12年9月29日
株式会社小田嶋産業	小田嶋 美 光	大仙市協和境字苅谷沢43番地	令和12年9月29日
貴俵電気設備工業株式会社	貴 俵 順 征	横手市雄物川町造山字造山143番地の16	令和12年9月29日

佐々木設備	佐々木 雄 市	秋田市河辺戸島字 本町176番地 3	令和12年9月29日
株式会社ユアテ ックサービス秋 田営業所	谷 藤 敏 和	秋田市川尻町字大 川反233番地 9	令和12年9月29日
株式会社盛和設 備	田 村 豪	秋田市茨島二丁目 15番20号	令和12年9月29日
イワヤ設備	岩 谷 豊 二	秋田市泉中央六丁 目10番9号	令和12年9月29日
株式会社加賀屋 組	加賀屋 篤	秋田市川尻町字中 島212番地の1	令和12年9月29日
六長エンジニア リング	六呂田 長 城	秋田市新屋船場町 5番12号	令和12年9月29日
伊藤設備	伊 藤 龍 一	潟上市天王字上江 川47番地988	令和12年9月29日
株式会社テクニ カサービス	下夕村 祐 美	秋田市太平目長崎 字本町20番地 3	令和12年9月29日
中央興業	石 川 博 文	南秋田郡八郎潟町 字中嶋336番地50	令和12年9月29日
出羽工業	田 口 久 清	秋田市下北手梨平 字梨平85番地 2	令和12年9月29日
アキタ設備サー ビス	大 塚 誠	秋田市横森二丁目 1番18号	令和12年9月29日
オリエント渡部	渡 部 義 隆	秋田市飯島字南場 掛210番地 2	令和12年9月29日
有限会社角間川 設備工業	岸 竹 一	大仙市角間川町字 東元道巻137番地 3	令和12年9月29日

株式会社アキオ ン秋田温水器サ ービスセンター	國 枝 寛 之	秋田市外旭川八柳 三丁目14番50号	令和12年9月29日
佐々公工務店株 式会社	佐々木 公 益	秋田市広面字川崎 21番地8	令和12年9月29日
有限会社日設工 業	鎌 田 政 滿	潟上市天王字蒲沼 74番地33	令和12年9月29日
有限会社成田設 備工業	成 田 一 仁	横手市大森町十日 町字藤田123番地	令和12年9月29日

秋田市上下水道局告示第17号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2第1項の規定に基づき秋田市指定給水装置工事事業者の指定の効力を失ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第3号の規定により告示する。

令和7年10月9日

秋田市上下水道事業管理者 佐々木 保

事業者名	代表者	所在地	効力が失われた日
矢留水道工業所	安藤 優	秋田市浜田字滝ノ原100番地1	令和7年9月30日
株式会社佐藤土建	佐藤 喜悦	由利本荘市肴町66番地の3	令和7年9月30日
株式会社三共施設	齋藤 淳一	由利本荘市薬師堂字谷地177番地	令和7年9月30日
株式会社柴田ボイラ工業	柴田 重雄	能代市扇田字四ツ屋25番地187	令和7年9月30日

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

令和7年10月2日

秋田市長 沼 谷 純

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称および住所

名 称 NTT・TCLリース株式会社

代表取締役 成瀬 明 弘

住 所 東京都港区港南一丁目2番70号

名 称 紅屋商事株式会社

代表取締役 秦 雅 秀

住 所 青森県青森市大字石江字三好130番1 カブセンター西青森
店2階

名 称 株式会社秋田イエローハット

代表取締役 小 林 聰

住 所 秋田市広面字堤敷64番地1

(2) 大規模小売店舗の名称および所在地

名 称 八橋新国道複合店舗

所在地 秋田市八橋大畑一丁目226-1 および226-2 ならびに八橋鰐

沼町19-1、20-1、20-2、21、22、23、24、25-2および
26-1

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗の設置者の名称および住所ならびに法人にあって
は代表者の氏名

変更前 株式会社秋田イエローハット

代表取締役 秋 元 幸 夫

秋田市広面字堤敷64番地 1

変更後 株式会社秋田イエローハット

代表取締役 小 林 聰

秋田市広面字堤敷64番地 1

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称および住
所ならびに法人にあっては代表者の氏名

変更前 株式会社秋田イエローハット

代表取締役 秋 元 幸 夫

秋田市広面字堤敷64番地 1

新興商事株式会社

代表取締役 高 橋 彦 一

新潟県新潟市中央区女池上山一丁目 4 番43号

変更後 株式会社秋田イエローハット

代表取締役 小 林 聰

秋田市広面字堤敷64番地 1

新興商事株式会社

代表取締役 堀 井 巍

新潟県新潟市中央区女池上山一丁目 4 番43号

(4) 変更年月日

令和 7 年 2 月 14 日 および 同年 4 月 3 日

(5) 変更理由

代表者を変更したため

2 届出年月日

令和 7 年 9 月 26 日

3 関係書類の縦覧場所および期間

(1) 縦覧場所

秋田市産業振興部商工貿易振興課

(2) 縦覧期間

令和 7 年 10 月 2 日から令和 8 年 2 月 2 日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日（以下「休日」という。）ならびに令和 7 年 12 月 29 日から令和 8 年 1 月 3 日まで（休日を除く。）を除く、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

4 意見書の提出先

秋田市産業振興部商工貿易振興課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

- (1) 意見を述べる者の氏名および住所
- (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見を述べる理由

秋田市公告

市有物件の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき公告する。

令和7年10月10日

秋田市長 沼 谷 純

1 売払物件の表示

秋田都市計画事業秋田駅東第三地区土地区画整理事業施行地区内

	所 在 地	地 積	最 低 落 札 価 格
1	秋田市手形字山崎65ブロック6ロット	141m ²	10,420,000円
2	秋田市手形字山崎65ブロック12ロット	152m ²	10,883,000円
3	秋田市手形字山崎65ブロック14ロット	151m ²	11,159,000円
4	秋田市手形字山崎69ブロック4ロット	147m ²	10,525,000円

2 入札参加者の資格

地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

3 入札の場所および日時

(1) 場所 秋田市役所本庁舎 6階会議室 6-A

(2) 入札 令和7年10月23日（木）午前11時

（入札申込受付は午前10時から午前10時50分まで）

(3) 開札 入札締切後直ちに開札

4 入札心得書および契約条項を示す場所

秋田市手形字山崎44番地3 秋田駅東地区土地区画整理工事事務所

5 入札保証金

(1) 現金又は秋田市を支払地とする銀行振出しの小切手をもって、入札金額の100分の5以上に相当する金額を入札申込受付時間内に納付すること。

(2) 入札保証金は、還付又は契約保証金（契約金額の100分の10以上）の納付に振り替えることができる。

(3) 落札者が指定期日までに契約を締結しないときは落札は無効とし、入札保証金は市に帰属する。

6 入札無効に関する事項

(1) 郵便による入札は認めないものとする。

(2) 入札の参加に必要な資格のない者（した入札および入札心得書に記載した事項に違反した入札は、無効とする。）

7 売買契約の締結

落札者は、市長が落札の通知を発した日から起算して7日以内に契約を締結しなければならない。

8 契約保証金

(1) 契約者は、契約締結後直ちに契約保証金（契約金額の100分の10以上で入札保証金充当分を差し引く。）を納めなければならない。

(2) 契約保証金は、契約者の申出により、当該売払代金に充当することができる。

9 売払代金

契約者は、契約締結後14日以内に売払代金（契約保証金充当分を差し引く。）を市の発行する納入通知書により納付しなければならない。

10 売払物件の案内日時および場所

(1) 秋田都市計画事業秋田駅東第三地区土地区画整理事業施行地区内
秋田市手形字山崎65ブロック6ロット

日 時 令和7年10月16日（木）

午前10時から午前10時5分まで

集合場所 現地

(2) 秋田都市計画事業秋田駅東第三地区土地区画整理事業施行地区内
秋田市手形字山崎65ブロック12ロット

日 時 令和7年10月16日（木）

午前10時5分から午前10時10分まで

集合場所 現地

(3) 秋田都市計画事業秋田駅東第三地区土地区画整理事業施行地区内
秋田市手形字山崎65ブロック14ロット

日 時 令和7年10月16日（木）

午前10時10分から午前10時15分まで

集合場所 現地

(4) 秋田都市計画事業秋田駅東第三地区土地区画整理事業施行地区内
秋田市手形字山崎69ブロック4ロット

日 時 令和7年10月16日（木）

午前10時15分から午前10時20分まで

集合場所 現地

秋田市公告

次の特定空家等（空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第2項に規定する特定空家等をいう。以下同じ。）について、その所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）を確知することができないため、同法第22条第10項の規定により次のとおり公告する。

令和7年10月10日

秋田市長 沼 谷 純

1 対象となる特定空家等

- (1) 所在地 秋田市河辺三内字野崎179番地10
- (2) 用 途 居宅兼店舗
- (3) 構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2階建
- (4) 規 模 建築面積 約160m²
延べ床面積 約300m²

2 所有者等において行うべき措置の内容

- (1) 当該特定空家等の全ての除却又はこれに相当する措置をとること。
- (2) 当該特定空家等の内部又はその敷地に存する動産等については、措置の期限までに運び出し、適切に処分すること。
- (3) 当該特定空家等の除却により発生する動産等については、措置の期限までに関係法令に従って適切に処理すること。

3 措置の期限 令和7年10月31日

4 秋田市長等による措置

3の期限までに2の措置が行われない場合は、秋田市長又はその命じた者もしくは委任した者が2の措置を行い、所有者等から当該措置に要した費用を徴収する。

秋田市公告

秋田市が設置している自転車等駐車場内に長期間放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、次のとおり公告する。

令和7年10月22日

秋田市長 沼 谷 純

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

アトリオン広場地下自転車駐車場 54台

(2) 撤去し、保管した年月日

令和7年10月16日

(3) 防犯登録番号等

別紙（省略）のとおり

(4) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前9時から午後5時まで

イ 場所 秋田市が指定する各自転車等駐車場

(5) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

令和7年10月22日から令和8年4月22日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日（以下「休日」という。）ならびに令和7年12月29日から令和8年1月3日まで（休日を除く。）を除く。

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、長期放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 自転車等の処分

この公告に係る自転車等で、公告後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについては、本市で処分する。

4 問合せ先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市都市整備部交通政策課 電話 888-5766

秋田市公告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第5項の規定により、農用地利用集積等促進計画を令和7年10月27日に認可したので、同条第7項の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和7年10月27日

秋田市長 沼 谷 純

1 縦覧に供する書類

農用地利用集積等促進計画

2 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階

秋田市産業振興部農業農村振興課

3 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日（以下「休日」という。）ならびに12月29日から1月3日まで（休日を除く。）を除く。

秋田市上下水道局公告

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和51年秋田市条例第19号）第5条の規定に基づき、受益者負担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

令和7年10月9日

秋田市上下水道事業管理者 佐々木 保

賦課対象区域

手形字中谷地地内（別添図面（省略）に表示された施工箇所に面した土地又は排水可能となる土地で、下水道事業計画区域内にあるもの）